

549
67

融和資料第十一輯
融和事業概論

2



0038996-000

549-67

融和資料

中央融和事業協会

第11輯

昭和3

AGH

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法
第67条の規定に基づき、平成12年3月23日
付けで文化庁長官の裁定を受け使用するものです。

輯一十第科資和融

論概業事和融

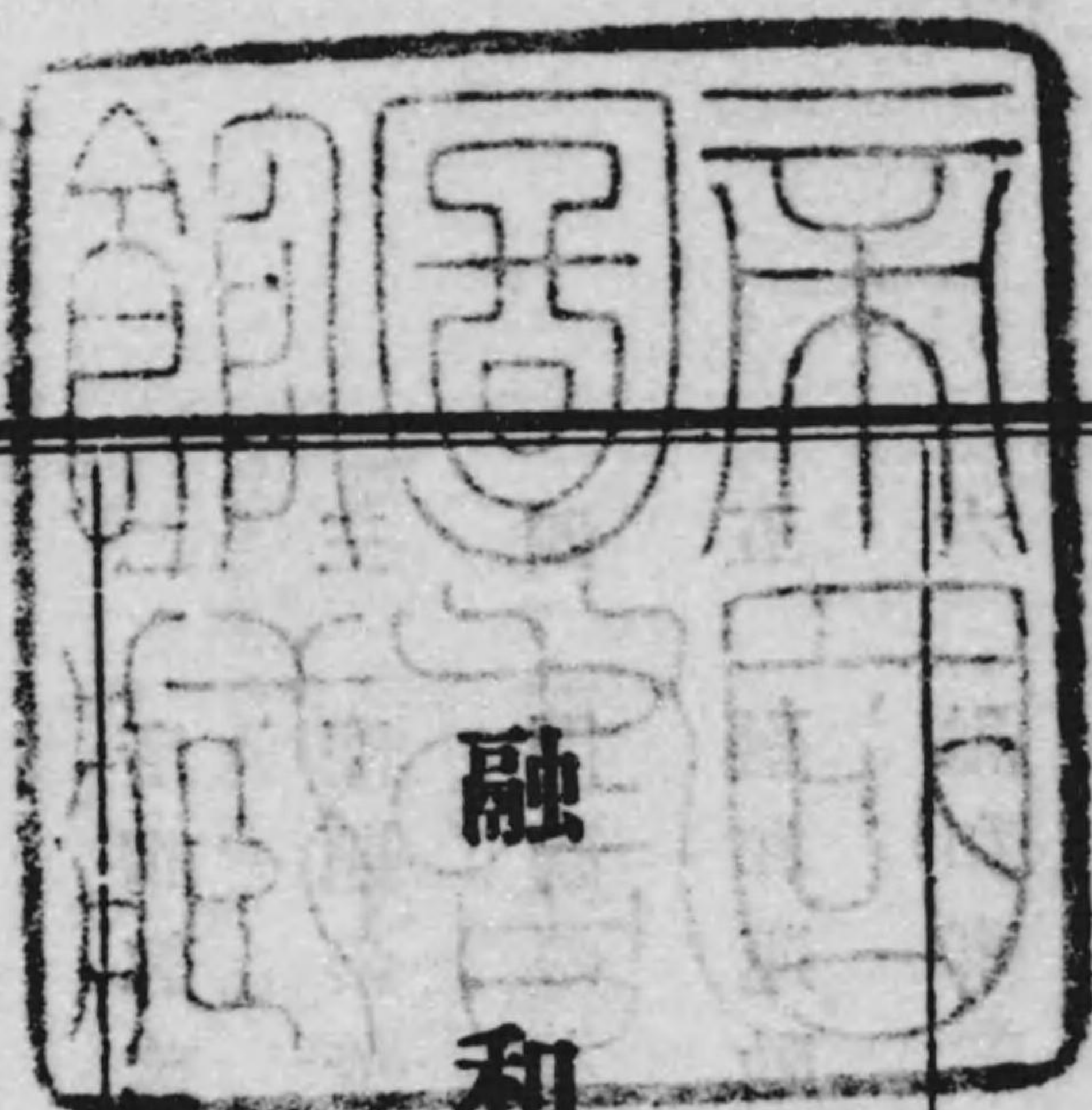
述次平伊好三

會協業事和融央中

三好伊平次述

融和事業概論

中央融和事業協會發行



〃
今
寄
相
本

549-67



融和事業概論

三好伊平次

融和事業とは何ぞ

會て或る所で融和事業の講演會を開くこととなり、街頭所々に其の講演會の宣傳ビラが貼られた。處がこの宣傳ビラを見た一人が、融和事業の講演會とあるが、融和事業とは一體如何なる事業であらうか、今の逼迫したる金融の圓滑を圖る事業でもあるのであらうかと獨語した。すると他の十人が、いや資本家と労働者間の争ひや、地主と小作人間の問題の調停を圖ることであらうと云つてゐた。

處へ恰も融和事業の關係者が通りかゝつて、事業の内容を説明したので、それ等の人々は漸つと融和事業なるものの真相を諒解したといふ話がある。

目次

一 融和事業とは何ぞ	一
二 所謂部落の起原と變遷	七
三 問題の發生と傾向	二六
四 問題の本質と重大性	四三
五 融和運動の經過	五〇
六 融和事業施設	六一
七 従事者の信念	七三
八 結 論	七五

これは少々極端な示例であつたかも知れないが、併し實際から云つて、この融和事業が最近に至つて漸く世の視聽を惹くに至つた事業であること、今一つはこれまでに屢々事業名が更改されたこと等の關係によりて、事業の内容や本質が今尙普遍的、一般的に認識されてゐない體のあることは前掲の引例を以てしても其の一斑を窺ふことが出来やう。

凡そ何事業たるにせよ、事業の名稱は成るべく其の事業の内容と實質とに違はしい文字を選ばねばならぬ要のあることは申すまでもないことである。が併し又一面から觀れば、社會一般が其の事業の要を認める量の増加するに伴れ、次第に其の名稱などにはこだはりを持たぬやうになるものであることは、現在各種の社會事業乃至其れ等團體の名稱及其の沿革に就て觀ても明かなことであつて、此の點から觀て、我が融和事業は今尙一般的認識が缺けてゐる爲めに上記の如き滑稽事が時々演ぜられたり、又は名稱が事業の實質に違はしいとか適はしくないとかの議論も生ずる所以であらう。

融和といふ熟字が、今の所謂融和事業を扱ふ上に於て安當なりや否やといふことは別問題として、兎に角従來用ひ來つた部派改善といふ熟字よりも、又地方改善といふ熟字よりも、より

以上の安當性に富んでゐること、更らに現に政府に於ても、又民間に於てもこの問題の解決に當つてゐる多くの團體、多くの人々が何れも皆融和事業の名の下に夫れ々適切の施設を爲しつゝある現状より推しても、融和事業と稱することが今の處境も適はしいと思はれるので、筆者も亦融和事業の名の下に此の稿を進めることとする。

抑々融和事業とは如何なる事業であらうか。等しく同じ御國に生まれ、同じ祖先の流れを汲み、言語、風俗、宗教等をも同じうして來た同胞の一部に對し、曾て或る時代に發生したる職業上の差別觀に、更らに或る時代に於ける法制上の差別を加へたる封建時代の餘弊に累せられ昭和の現代に於てすら尙且つ往時の習慣の墮力が残存してゐて、動もすれば日常相互の實際の上にも、甚だしきは公けの場合に於てさへ、或は意識的に、又は無意識的に、嫌忌、冷遇、侮辱等の差別的待遇を爲すものがあるのであつて、これが爲めに其の差別を受けるものとして、物心兩方面に筆舌に盡くし能はざる程の強い脅威と深い屈辱と大なる憤怨とを感じざるを得ない實狀に置かれてゐる。

一例を擧ぐれば、唯或る部落に生まれたといふ無理由の理由によつて、相當の資材ある者を

も動もすれば公私の職に就く自由を得たり、又一般的には賣渡し若くは賃貸すべき性質の土地物件も、唯或る部落の人なるが故にといふ不合理の理由を以て其の賣渡しを欲せず、賃貸を肯んぜず、これが爲めにそれ等賣渡し又は賃貸を拒絶されたる人々は住居の自由をも自由に得難く、又或は如何に善良の物品も唯一部の同胞の販賣するものなるが故にといふ不條理の理由の下に其の購入を欲しない。これが爲めに就職の自由をも營業の自由をも獲得されないといふが如き、又或は同一の町村に住みながら相互の交際を避け、若くは同一の神社の氏子でありながら氏子關係を拒み若くは祭祀を共にすることを欲せざる等々、一々擧げれば枚に追がないほどの不公正、不合理、没人道の差別行爲が、或は公然に或は隱然に行使されそれ等の差別を受くる人々は、國法によりて與へられたる自由も局限されて平等に行使することが出来ない。社會教化の權威として、公正な立場に立ち、盲目たる民衆の差別の不合理を説いて正しき方向に導くべき使命を有する道徳も宗教も、此の問題の前には麻痺せられたかの憾があつて完全に其の用を爲さない。其處で其れ等の被差別者は已むを得ずして局限されたる地域内に居住し、社會外の社會に踞踏し、限られたる如き職業にも餘儀なく從事せざるを得ない。

四

此れ等悲むべき境遇に置かれたる人々は、當然の歸結として其精神生活の上にも、又物質生活の上にも、共に必然的に缺陷を生ぜざるを得ない。

因襲的差別觀に捉はれたる多數の同胞は、多數同胞自らが差別を爲せし爲めに生じた此の一部同胞の物心兩方面の缺陷をば悉く被差別者側の罪に歸し、彼等には社會生活多種々の缺陷あるが故に平等の交際や平等の待遇は爲し難いといふ言辭の下に、平然として上記の如き不合理の差別を繼續し、而かもそれが個人的乃至社會的大罪惡であることを認識しないものが多いのである。

一方此の差別を受くるもの、立場から云へば、齊しく陛下の赤子として、同一の權利を有し、同一の義務を負いながら、謂れのない差別に甘んずることは出来ない。縱しんば我等に現に社會生活上の缺陷があるとしても、それは畢竟不合理なる差別と壓迫とを強要したからの結果であつて、我等が招いた罪ではない。然るにも拘らず差別者側は多數の力を待みて自ら犯せる不正義を不正義と悟らず、罪惡を罪惡と肯らずして、責任の總てを我等に轉嫁し、依然として我等を侮辱し、我等の生活を脅かし、我等の生命を蹂躪することは、苟くも新時代の新生

命に生きんとする者の寸時も忍び難き所である。忍ぶことは随分長く忍んだが、差別の繋縛は今も尚解かれぬ。この上は唯忍従の殻を破つて、自ら進んでその開かれざる扉を叩くより外に方途はないとの自覚を得るに至つた。この自覚は體がてあらゆる差別に對する現狀打破の運動となつて現はれ、所謂自己の行動によつて新舊の解放を期することを聲明せる彼の水平社運動の如きも其現はれの一つであり、又水平社に加盟せずとも周圍より受くる不合理なる差別に對し、これを新滅せねばならぬとの決心は、總ての被差別者共通の心事であり、當然の主張であることを見落してはならない。

この被差別者側の當然の主張、當然の要求が無理解なる民衆によつて顧みられざるとき、其處に差別問題として或は正面的明闘となり、或は内面的暗闘となり、單に當事者間の争ひに止らずして、延いては、社會の平和を害ね、國家の安寧を傷ける恐るべき國家的社會的大疾患ともなるのである。近くは彼の奈良縣田原本に於ける衝突事件、群馬縣世良田事件、名古屋に於ける直訴事件等、其他大小の差別に原因する事件の発展によつても此の間の消息を窺ふことができやう。この疾患を所謂部落問題又は融和問題といひ、その疾患の豫防と治療とに従ふ事業

を稱して融和事業といふのである。

融和事業は前述の如く専ら内地に於ける同胞間に蟠まれる無形の障壁を除去して、兩者の眞の融合を圖る働であるが、併しそれは今の所謂融和事業であつて、今後に於ける融和事業は更に其の範圍を擴大して内地人朝鮮人間の融和即ち内鮮融和問題、内地人、臺灣人間の融和即ち内臺融和問題等の解決、乃至東洋民族間の融和や、更らに世界の各種平等問題の解決にまでも進展すべき性質のものであると思ふ。融和問題は其本旨から云へば斯く定義づけねばならないものである。併しながら遠きに及ばんとするものは先づ適きよりの諺もある如く、世界人類平等の實現にまで伸びんとするならば、先づお手元の國內問題から片付けねばならない、故に我々は順次として先づ我國內に於ける同胞間の疎隔問題を解決せんとするものである。即ち狭義の融和問題所謂部落問題を眞つ先きに解決せんとするものである。従つて本稿に於て論ずる所も亦所謂部落問題に就てのみであることを訪せられたい。

一、所謂部落の起原と變遷

1、部落の發生と其の差別

所謂一部の同胞として今尙多少の個人的乃至社會的差別を受けつゝある人々に對する封建時代の名詞たりし「エタ」といふ文字が史籍に載つたのは蓋し今より約七百年前鎌倉時代の初期に世に出でたりと傳へられる「塵袋」を以て嚆矢とすとは斯道研究者の殆ど一致したる見解であつて、それ以前の文獻に於て「エタ」の文字を見ることは出来ないと思はれる。

その起源に就いても或は歸化人起源説を唱へたり、或は先住民起源説を立てたり或は職業起源説を主張するものもあつたが、近來此の方面の研究が進むに従ひ、隠れたる資料の発見と共に、同一の大和民族中、或る時代より其の營める職業の如何によつて白から差別を生ずることとなり、職業的・時的的の賤視をなししものが、後世に至りて更にその上に法制的、社的的の差別が添加して遂に身分的、世襲的の賤民として酷たしき差別を爲すに至つたものであつたのを、明治維新の革新によつて還元されたものであることが明かとなつたのである。以下數頁を割いて其の起原變遷の概要を記述しやう。

史を按ずるに、上古天孫民族が我豊葦原の千秋の長五百秋の瑞穂の國に降臨し給ひし時、此

の本土は決して無人の島ではなくて、既に多くの先住民が住まつてゐたことは周知の事實であるから、一々事例を擧げて説明するの要はあるまい。それ等先住民に對する天孫民族の統治方法を窺ふに、後の世の征服者が被征服者に臨んだやうな壓迫虐待等の態度に出でないで、つとめてこれを抱擁し、同化し、上下相和し、億兆心を一にして、以て皇室を中心とした一大家族的國家を形成することに努められたのであつた。例へば素盞鳴尊と櫛稻媛との結婚の如き、天孫以降高貴の方々が所謂國津神系の方々の中より皇妃をお迎へ遊ばされたが如きことによつて見ても、我が天祖によつて示されたる建國の精神が、明かに君民一體、萬民抱擁の御規範を垂れさせ給はつたことを拜察し奉るのである。

既に高貴の御方々に於て斯くの如き大雅量、大抱擁の範を垂れさせられたのであることより推しても、これに仕へ奉る人々が如何に先住民を抱擁し愛護したかといふことは申すまでもないことである。

されば當時の先住民であつた蝦夷でも、熊襲でも、國栖、土蜘蛛、八拘脛等其他各地に散在してゐた先住民を皆愛撫し擁護して、刃に凜らずして天下を平定し給ふことに努められた

のであつた。

更らに歸化人の拘獲に就ては、垂仁天皇の朝に新羅の天日鎗が歸化して以來、引續いて高麗より、百濟より、任那より、新羅より、秦より、漢よりと間斷なく一時に數人、數十人多いときには數百數千の人々が、或は大羅の文化を傳へる爲めに、或は我が皇化を慕ふが爲めに相踵いで歸化し來つたのであつた。朝廷ではそれ等の人々に對して、土地を與へ、食糧を給し、姓を稱へしむるなど、遠き者も遷き者も別け隔てなく優遇されて、皇化に益霑せしめられたのであつた。例へば土佐の幡多郡とか、攝津の百濟郡とか、大和の高市郡とか、近江の神前郡とか、美濃の席田郡とか、武藏の高麗郡とか新羅郡とかのやうに歸化人の郡で一郡をなした所さへもあり、又歸化人のみで一村をなした所は數へ切れない程多かつたのであつた。而して若し民衆の中にそれ等の人々に對し、彼れは夷俘だとか、歸化人だなど云つて差別をするものがあつては、國民を赤子の如くに觀しまふ一視同仁の大御心に恃り、延いて萬民抱擁の旨是に反する結果となるといふので、朝廷から嚴令を下して左様な不心得者のなきやうに注意された程であつた。

斯様に往昔の我國では、先住民族であらうが、歸化人であらうが、俘虜であらうが、何であらうが毫こしの差別もなく總てを日本民族といふ一大熔鑪の中に受け容れて、それを悉く日本化して了つたのであるから、當時に於ては上下を通じ、それ等の人々に對して、後世のやうに或は民族的に、或は身分的に、或は階級的に賤視し差別するといふやうなことはなく、互に相交はり、相親しみ、相睦みて、總がては互に婿嫁を通ずるといふやうな極めて平和な世態を呈してゐたのである。

概略ながら以上の記述によつて、先住民族も、天孫民族も、歸化民族も何れも皆彼此渾然と融合して、其處に所謂日本民族が完成された譯であることを諒知せられるであらう。

前述の如く我國の上古は固より、中古時代に至るまでは、君民一體、萬民抱擁の國是が克く實現されてゐたのであつたが、時代の推移と政權の歸趨とに伴ひ、強豪た氏族が現はれ、弱少なる民族を壓迫して、土地や人民を兼併するやうになり、こゝに氏族と氏族との争が段々と烈しくなるやうになり、君民一體の美はしい古制に陰翳が生じ、遂には武士と稱する階級が生まれ、其の武士階級中の最高權力を獲得したもによつて天下の政權が掌握せられるに及んで、

階級観念が著るしく濃厚となるに至つた。特に徳川幕府の集権的封建制度の確立によつて、國民は一面には戦國時代の極端なる武力的自由競争の爲め、生活の不安に悩まされてゐた其の慘みから免かれ、兎にも角にも現状維持の生活が出来るやうになつた利があると同時に、他の一面では是れまでは地位境遇の如何に拘らず、假令百姓町人で有つても、〇〇であつても非人であつても、野武士であつても、齊しく志を立て奮闘努力することによつて、如何なる地位をも贏ち得られたものが、徳川氏によりて現状維持の封建制度が定められた爲めに、社會組織は恰も石で手を詰めたやうに固まり、最早如何に奮闘努力するとも、百姓町人から進んで大名になるやうなことは絶対に望むことを許されない不利をも忍ばねばならなくなつた。のみならずこの封建制度創立當時、僥倖にして優越の地位を占めたものが封建制度に恵まれた其の優越的地位を永く子孫に繼承せしめたい爲めの自己擁護策として、其の家門に粉飾を加へ、勿體を附け、以て自己を儉化することに腐心加工するの弊を生じ、其の影響は總がて門閥によつて自から高く居り、家格を盾にして人を見下すといふやうな忌むべき風習が一般民衆にまでも及び、年と共に階級観念が益々濃厚熾烈となるに至つた。其の弊の極まる所は遂に武士階級が

百姓町人階級に對して不合理なる壓迫を加へ、屈從を強要し、其の要求に應ぜないものに對して、不屈至極の奴であるとか、又は無禮者であるとかいふ名義の下に、或はこれを牢獄に投じたり、或はこれを斬り殺して、平然として當然の権利の行使と心得るに至つた。所謂斬捨御免の罪戾が公然認められ、正義も道徳も権力の前には其の光を掩はれて、強權階級の無理は何處までも押し通され、これに反して民衆の正義は何日も口を緘せられるといふやうな極端な權力萬能の時代を現出したのであつた。

この幕政時代の法制的階級には、士(武士)農(百姓)工(職人)商(町人)の別を設け、士は治者階級として農工商の上に位し、農工商の人々を領使して、其の人格を認めず、所謂素町人土百姓として、唯支配階級の爲めの納税賦役の道具として生かさず殺さずの境遇に置くことを以て民治の要諦としてゐたとすら云はれる程の苛酷な取扱をしてゐたのであつた。當時これ等士農工商の外に尙「〇〇」非人と稱せられた階級があつた。この「〇〇」の後を承けたものが所謂一部の同胞とか、少數同胞とか又は所謂部落民とか稱せられて、士農工商の差別は疾くの昔撤去せられたに拘はらず、今尙多數同胞中の無理解なる者より不合理の差別を受けてゐる

人々である。

さてこの「〇〇」の起原であるが、「〇〇」といふ文字が物の本に書かれてあるのは「塵袋」を以て最初とすることは此の章の冒頭に記して置いた通りである。塵袋には片假名で「エタ」と書いてあつて、後の世に用ひられたやうな彼の忌むべき「穢多」の文字ではない。穢多の熟字を宛て用ひたのは、差別が漸次に濃厚になつた後の世のことであることを知らねばならぬ。

さらば「〇〇」は鎌倉時代の初期に發生したのであるかと言ふに必ずしも然りとのみは答へられない。何となれば塵袋に「根本ハ餌取ト云フヘキカ、餌ト言フハシムラ魔ノ餌ヲ言フナルベシ、ソレヲ取ルモノヲ言フナリ」とあることより推しても、彼の平安朝末期に書かれたる今昔物語中の餌取法師物語に出てゐる餌取法師の語などがその語原をなしてゐるのではなからうかとも思はるゝ點があるからである。併しこゝに注意すべきは、この當時のはエタでなく餌取であることである。餌取の語が後にエタに詰まつて發音するやうになつたのだと想像すればされぬでもない。塵袋の著者も恐らくこの想像によつて「根本ハ餌取ト云フヘキカ」と片附けたのであらう。餌取とは主鷹司に屬して、鷹の餌にする肉を提供する職に従ふてゐたものゝ名

であつて、即ち職業による名である。今昔物語時代の餌取法師に多少たりとも差別があつたとすれば、それハ民族的の差別でなく其の従事してゐた職業に對する差別であることが知られるであらう。而してそれ等の職業を忌むやうになつたのは決して我國古來からのことではなく佛教渡來以後、特に中世に於て本邦垂跡の説が唱へられて以來、佛教の殺生を忌む思想と、神道の清淨を貴ぶ思想とが相混同して、其處に殺生をする者や死者を扱ふものを自然と賤むやうになつてからのことである。而かもこの當時に於ける差別は極めて輕微のものであつて、後の徳川時代のやうな極端な差別や冷僻な取扱は全然なかつたのである。

更らに今一つ参考とすべきことは、それは淨穢の觀念とでも云ふべきか、即ち神様や佛様が清淨をお好みになるといふことである。眞に神様や佛様がさう仰せられたことから好まつたのであるかどうかと云ふことである。これは恐らく人間が人間を超越したる極めて尊とい對象を求めて、そこに神佛といふ有りがたい尊といお方を齋き奉ることとなつたのであらう。そこで人間は考へた、人間の五感に觸れて可けないと思するやうなものを神様や佛様にお供へすることは不敬のことであるから斷じてお供へしない、のみならず其の境内へ還入つても可け

ないとしたのであらうと思はれる。これは勿論をうなる筈のことである。が併し此の場合でも假し穢れに觸れることがあつても褻被をさへすればそれで穢れは祓ひ除かれるものとしてゐたのであつて、穢れに觸れたものは永久に穢れの者として除外するというやうな左様な非人道な不正義な弊風は上古にはなかつたのである。それは伊邪那岐尊が穢れに觸れ給ひしとき、筑紫の日向の橋の小門の阿波岐原で褻被給ふて其穢れを祓はれたといふことによつても明かなことであらう。

そこで論旨を前に戻して、前にも述ぶる如く當時賤まれる境遇に置かれた人々に對する賤視の原因が職業の如何によつたのであるから、其の賤まれる職業に従事してゐる間の差別は免れなかつたが、一たび其職業から離れて他の職業に轉するときは差別も亦自ら無くなつた譯であつて、後の徳川時代のやうに制度の上で差別を立てた時代には差別の世襲も已むを得なかつたことであらうが、制度上で何等の差別を設けない時代に於て、一たび落伍した者の子孫が永久に落伍者であるべき筈はない。大工の後が子孫々皆大工であり、桶屋の子孫が末代までも桶屋だと極まるべきものではない。落伍者と雖も發奮して其の實力を養ふに於ては、自由に活

社會に立歸り、おのがじ、好む所の職業を擇んで活動し得たことは言ふまでもないことである。況んや室町時代の末期より戰國時代にあつては、彼の奈良大乘院の尋尊僧正をして「近日は士民侍の階級を見ざるの時なり、非人三黨の輩と雖も守護國司の望をなすべく左右する能はざるなり」とか「近日は然るべき種姓は凡下に下され國民等は立身せしむ、自國他國皆此くの如し、是れ併しながら下尅上の極なり」とか「君主の面目を存せざるの條希代の事也但し此風情は當時の風儀也」と述べしめたる程、それ程自由競争、實力本位の時代であつて、彼の桶屋の小僧が一躍して安藝守となつたり、切取強盜が阿波の太守ともなり、乞食坊主が某城主ともなり得た時代に於てをやである。筆者は全国各地に於ける今の所謂部落に就いて遺品、文獻、口碑、傳説、墓碑その他によりて起源變遷を調査研究しつゝあるが、今それ等によりて得たる資料に徴するに、近くは僅々六七十年前の生存競争の落伍者が今の部落を形成したるもあり、又八九十年乃至百四五十年來のもの随分多いことを知つて、益々エタの語原と後世のそれとは實質上に相違のあるものたることを確め得たのである。

一言にして盡くさば、「エタ」といふ語原は遠く鎌倉時代に發生したのであらうが、併し發生

當時に於ける人々の子孫が必ずしも近代の所謂部落人と限る譯でなく、發牛當時の人々の子孫は其の後種々の機會に於て其の境遇から脱し得た、が社會には斷へず生存競争が繰り返されてゐる、何れの世、如何なる時代でも生存競争の落伍者の辿るべき途は悲惨であるが、それでも死にたくはない、生きんが爲めには人の録やがる職業をも甘んじて爲さざるを得ない。其處に新たに他方から生存競争の落伍者が這入つて来て、其の職業を営むやうになる。が其の子孫も亦會に乗じて足洗ひをする。と又一方から落伍者が這入つて來るといふ風に、常に新陳代謝を繰返してゐたのであつた。恰も今の貧民地區の人々が屢々入り代つてゐると同じ状態であつたのである。然るに徳川氏が封建制度を設けた際、以前の職業や身分は何であらうとも其當時の主になつてゐるものは國主と定めたと同様に、元は一國一城の主の子孫であつたとしても、現在に在るに落ちおれてゐれば、それは非人といふ風に、現状其の儘に据置きにし、それを子孫に繼承せしめるやうな制度を定めてより以來、單に「エタ」「非人」の階級のみといはず、總ての人々が現状の儘の階級に固着せしめられ、如何に材能あり力量ある者も、其の階級的地位を向上し脱却する途が杜絶されてしまつたのである。所謂部落の人々も亦この封建制度確立以來、

全く新陳代謝の途が絶たれ、其の上其後の生存競争の落伍者が絶えず部落に這入つて來るの
 で、次第に其の數が増加して幕末に至つたものである。
 徳川氏が天下を平定して集權的封建制度を布いた當時の民衆は、打續く極端な自由競争の爲め、強者には都合よきも弱者即ち多數の民衆は全く立つ瀬が無かつた。公々然と苛斂誅求はせられる、のみならず、強制的に産を奪はれる、子女をも攫はれる。迂つかりしてゐれば瘦首でもかゝれるといふ油斷のならぬ不安に襲はれてゐた爾世を平定され、兎にも角にも其の境に安んじて行かれるので先づ一安心といふ態であつた。然るに物久しければ弊自ら生ずるの弊に漏れず、時代の移るに従ひ、人は文弱に流れ、外國との交通は鎖されて、世界の大勢を知るに由なく、對外的には外國人を總て夷狄と罵り、對内的にはたゞ上より下に向つて威張ることによつて優越感を充たし苛斂誅求によつて奢侈慾を満足せんとするの弊が漸次擡頭して來た。所謂部落人に對する差別の最も甚だしかつたのは實に幕末であつた。幕政の初期には全國的にはさ程のことでもなかつたものが、一たび階級制度が確立して階級觀念が植付けられ、差別の芽が漸次生長するに従ひ、所謂天下様一將軍家一の全國的なる絶對權は倍々猛烈に發揮せら

二〇
れ、其の次ぎの所謂お殿様—諸侯—は將軍の前には羊の如く柔順なる代りに、各自の藩下に對しては虎の如き猛威を揮ふて、絶對の服従を強いた。藩士は藩主に對しては平身低頭して命これ従ふが、其の代りに藩内の百姓町人以下に對しては威張られるだけ威張つた。又百姓町人は侍に威張られる代りに所謂部落の人に對してこれを蔑んで、自己の優越感を充たすといふ風に、人情の弱點とは云へ、順次申送りの自分より下の階級を虐げることによつて、續かに自己の優越感を満足させてゐたのであつた。

階級觀念 差別待遇はその階級制度が永く續けば續くほど次第に濃厚熾烈となるものであつて、彼の侍が百姓町人に對して平氣で「此の素町人奴」とか「土百姓の分際で」などいふやうな人間冒瀆の言葉を用ひて農工商の人々を虐げたのも、徳川幕府中期以後のことであり、又侍や百姓町人がエタ非人に對して酷だしい差別をしたことも、亦實に徳川幕府中期以後即ち明和安永頃から後のことであつたのである。然るにこの問題の研究の進まない時代には、部落の發生當時よりして近世の如き酷だしい差別が既にあつたかの如く想像し誤解し、其の想像誤解が直ちに差別に執着する因をなしてゐたのであつたが、近來研究の進むに伴ひ、斯かる誤

解を懐く者は大に減退したけれども、地方によると今尙三韓人の末だとか、俘虜の後だとか、先住民族の裔だとか、又は部落の發生當初から既に特殊の差別があつたとか、封建時代の部落人は皆有福に暮してゐたとかいふやうな無根據の推測を逞しくする者及其の推測に輪に輪をかけて理論付けやうとする者の跡を絶たないことは、單に其の人自らが迷蒙に陥れるのみならず延いては問題に白紙の人々を誤り、更らに問題の解決に支障を及ぼすこととなるのであつて、此の點からしても啓蒙運動の一として正しき史的研究を普遍せしめるの要を痛感せざるを得ない。

口 差別制度の撤廢

前節に於ては所謂部落の發生的起因が、先住民族にもあらず、歸化民族にもあらず、又世襲的賤民にもあらず、而して又上古より存在せる階級にもあらずして、齊しく陛下の赤子として、同一の日本民族として、其の間何等の差別なくして中世にまで至つたのであるが、中世に至り宗教的乃至政治的惡差別思想の發生と共に、其の從事せる職業の關係により、多少の差別を生じたるに過ぎざりしものが、近古集權的封建制度の確立により、これまでの職業的差別よ

り、階級的身分的世襲的社會的の差別に一變し、爾來年と共に階級觀念の界私すると共に、差別の度が益々濃厚熾烈となつて、遂に幕末に至つたものであるといふことを述べたが、本章に於ては眞に不合理な差別を立てた徳川幕府が、其の晩年に於て自ら其の不合理を覺りて差別制度の撤廢に心懸けしことと、更に明治維新の大改革によりて、全く制度上の差別を撤廢した経過を説くこととする。

幕末に至り階級制度の弊害百出し、其の弊に憫みしものは、獨り所謂部落の人々のみでなく百姓町人は侍階級より酷だしく迫害せられ、又同じ侍の中でも秩祿の少きもの、階級の低きものは、秩祿の多きもの階級の高きものより大なる抑壓を受け屈從を強ひられたのであるから、孰れの階級に屬するものも其の憫みの程度に多少の差こそあれ、何れも齊しく階級制度の弊害に憫んだのである。これ等階級制度の弊害に憫んだ人々は、期せずして共に其狀打破の必要を痛感した。

時恰も突如として浦賀灣頭に黒船の出現したことによつて、茲に封建三百年の夢は破られ、國論は開港、攘夷の二大潮流に分派して、互に相争ふに至り、加ふるにこれまで幕府が朝

廷に對して不遜のことども多かりしことを憤慨するものと、又一方にはこれまで實力なくして唯家柄といふ偶像を背景にして威張り散らした上級者に對する下級武士の反感とが互に結び着きて、こゝに尊王攘夷といふ幕府に苦が手の運動となつて現はれ、さしも三百年間を通じて築き上げた徳川幕府の基礎も、この劃時代的新氣運には對抗し得ないで崩壊し、遂に大政を朝廷に奉還するの已むなきに至つた。

徳川幕府の有司中時代思潮を洞察するの明ある一部の人は、弊政を改革して積弊を撥回せんことに心を用ひた。中にも不合理な階級制度の下積となつて苛烈の差別苦に呻吟してゐた穢多非人を廢して平民に還元せしむるの要を認め、之が手續を進めて、遂に幕府の幕を閉づる際間——慶應四年正月——に於て、それ等の階級に屬する一部の者を平人に復するの命を發し更らに進んで全部の解放にまで及ばさんとせしとき、突如として江戸城の明け渡しとなり、大政が朝廷に復歸したので、全部の解放までには至らなかつた。

明治維新の革新は實に王政復古の大詔を掲げたる大革新であつた。「我國未曾有の大改革」斷行の歡應は攝政、關白、議奏、傳奏、征夷大將軍、守護職、所司代等の舊制を全廢し、新たに

中央政府を組織して、太政官と稱し、七局に分ちて萬機を御親裁あらせらるゝこととなり、「天下億兆一人も其所を得ざるときは皆朕が罪なれば」との至仁至愛の大御心は直ちに新政劈頭五箇條の御誓文——廣く會議を興し萬機公論に決すべし、上下心を一にし盛んに經綸を行ふべし、官武一途庶民に至るまで各其志を遂げ人心をして倦まざらしめむことを要す、舊來の陋習を破り天地の公道に基くべし、知識を世界に求め大に皇基を振起すべし——の煥發となり、政體書の發布となり、人材の進路や言論の自由塞蔽の弊風を破つて「精神、武備、堂上、地下の別なく廣く人材を登用し」、「民間の苦情は假令朝政に觸れ候事に候共無忌憚一可ニ申出候、尤領主州頭等に於ても厚き御趣意を以て民間より訴出候節は速に太政官へ可致三言上候」、「從前の弊習を追ひ言論塞蔽の事も難計候間民間のものよりは直に太政官へ訴出候儀も勝手次第の事」、天下萬姓各得其所候様深く御仁德被爲レ在凡百の宿弊悉く御一洗の御趣旨に付」等の布告を發し、尙萬機を公論に聽く爲めには、各藩より徴士、貢士を進貢せしめる等濠洲の生氣を以て君民一體の我が古制の眞隨の發揚と世界の新文化を採り入れることに勵めたのであつた。

この時に當り、封建時代に醜陋せられたる不合理の差別中の最大不合理なる〇〇非人の稱呼並に其の差別待遇の撤廢の如きは、實に急務中の急務であるべきことは申すまでもない。

果然御誓文中の舊來の陋習を破り……に則り、公議所に於ける各議員のエタ非人廢止論の高調となり、更らに土居卓造——大江卓——氏の建白となり、彈直記の民部省採用となり、次で明治四年八月二十八日六十一號布告となつて、制度上、身分上の階級、差別が全く撤廢されたのである。

以上の如く陋習洗除に就いては、徳川幕府の末期に於て着手せられ、更らに明治政府の當局に於て大に力を致したことは云ふまでもないが、又一面には當時の輿論が一齊に舊きを捨て、新しきに就かねばならぬことを高調し要求したことも亦與つて力ありしことと思ふ。前掲土居卓造氏の建白の如きも其の一であり、公議所に於ける加藤弘造其他よりの賤稱廢止の建議も其の一つであり、又被差別者側よりの歎願も其の一つである、尙當時各藩知事から太政官に提出した新政の方策を見ても、其の一節に何處にか必ず「人民平均の理を主とし」とか、「人民平均の理に基き」とか、「人民平均不羈自由」とかの文字が用ひられてあることより推しても、又「君

は海世は浪なれや人は魚なを隔つる潮なるらん」等の民論によりても、當時の輿論が如何に不自然不合理なる階級制の弊害を痛感しこれが去除に心を致し、かを察知することができやう

三、問題の發生と傾向

1 問題の發生

世に「諦め」といふ言葉がある。人事を盡くしてしかも尙目的を達成すること能はざるをき初めてア、天なり命なりとして断念する場合に用ゆべき語なることは言ふまでもない。然らこれまで用ひ來つた「諦」なるものに徴するに往々にして極端なる宿命觀に捉はれ、自ら爲すべきを爲さず、盡すべきを盡さずして、徒らに萎縮し追嬰したものが少くない。封建時代の爲政者が、民をして憑らしむべく、知らしむべからずとか、或は「の懐を温かならしめたり、腹を満たしめるときは、其の定めたる階級より伸び上らんとする野心を生ずる素因となるの虞ありとして、巧みに威力と権力とを應用して抑壓を加へ、誅水をなし、以て民を愚にする方策を執つた。「下々の者に學問は入らぬ」といつては教育を高めることを沮んで鈍

感に導き、「其の分に安んぜよ」と教へては向上心を抑へ、果ては衣食住の上にて制限を加へて、有司の所計民の増長を拒ぐことに腐心した。而して更らに一方には極端なる階級制度の牽制により、上より下へと順次に差別を立て、上の階級より差別さるゝ惱みを下の階級に中送るといふ、はかなくも淺ましき優越感の満足によつて各階級を諦めしめてゐた。諦めも徹底すれば、如何なる悲惨の境遇にも満足して、何等の不平も不満も起らなくなる境地にまで墮するものである。

封建時代に於ける所謂部落人の境遇は實にこの徹底したる諦觀に陥つてゐたのであつた。上から順次に抑へられる階級の抑壓も、訴ふるに所なく、繼かに未來の安住といふ儚なき一縷の希望により、僅かに與へられたる境遇に甘んじてゐるより外なかつたやうであつた。斯かる境地に置かるゝときは、それが所謂部落人ならずとも、何人と雖も恐らく少こしの反撥心も向上心も起り得ないほどの鈍感さに陥るであらう。

封建時代に於ける所謂部落人の生活状態に缺陷多きものゝ多かりしことは、境遇上洵に己むを得ないことであつた。而して其の境遇上の不平を洩らすものゝ極めて少かりしことも

亦己むを得ないことと思ふ。

然るに明治維新の革新によりて、不合理なる制度上の差別が除かれ、其の身分、職業、其何等の差別なきこととなるに至つて、茲に漸く遠き過去の平等状態に還元したのであつた。この還元は單に所謂部落の人々のみのことではなく、當時の所謂士百姓、素町人といはれた農工商の人々も、亦其の士百姓、素町人の境遇から脱却して、總ての國民が齊しく其の力に應じて、會て封建時代に於て希求し難かりし如何なる地位をも贏ち得られる時代と還元したのであつて天下一人も其所を得ざるものなきやうにとの御聖旨が實現されたのであつた。

此に於てか國民は何れも過去の諷觀より覺め來り互に相競うて自由平等の獲得に努め、或は建白となり、或は請願となり、運動となり、送つては福島、加波山等の事件ともなつて現はれる程の敏感となつたのである。

政府の當局はそれ等直接の要求と間接の刺戟と及時の趨勢とに顧みて、漸次に民衆の普遍的自由の行使を認め、或は憲法の制定となり、法制の改正となり、府縣制、市町村制、議院法……等々の實施となり、近くは普通選挙の實現となるまでに、國民の合理的自由獲得の聲を容

れるに至つたが、しかも國民は時代の進化と共に益々時代に即したる新要求を要求して、或は労働運動、婦人運動、其他の社會運動、政治運動となつて現はれてゐる。これ國民の政治的、社會的、自律的自覺の徴象であつて、平たく云はゞ「我」を發見した結果であつて、寔に當然の現象と謂はなければならぬ。

顧みれば所謂四民平等の令が布かれてより、年を経ること既に六十年に垂んとし、世は明治大正を経て昭和の現代に至り、人は皆徹底したる自由の獲得に日も亦足らぬ今日に於て尙一部の國民に對してのみに所謂部落人としての差別を爲すことは、實に天賦の人權を傷け法制的平等を無視し、社會的自由を束縛し、經濟的收獲を阻止する結果となるのであるから、今やそれ等の差別を受ける人々が與へられたる當然の權利と平等の自由とを要求し、其の要求の障礙を除却する爲めに力を盡すことは、實に當然のことと謂はざるを得ない。丁度前に引用したる明治以來の國民的要求運動の過程に省みると、國民が其の個人的、社會的、政治的生命に目醒むる程度の進むと共に、其の要求も亦益々進みつゝあるのと同である。この點は直ちに移して以て今の所謂部落人の絶對的解放の要求に聽くべきであり、素直に其の要求を受け容れるべ

き管である。

卒直に言はば所謂一般入は所謂部落の人々より左様な要求の出でざる前に、從來或は意識的に又は無意識的に犯して来た同形賤視の罪過を悟つて、大なる反省と深き懺悔を爲すべきであつたにも拘らず、現に國民の多數は自己の罪過を反省することを欲しない、懺悔する風も見えない。こゝに於てか求むるものと應ぜざるものとの間に争の起らざるを得ないことゝなる。求むるものは正しき要求なるを以て必ずそれを容れしめんと焦慮し、應ぜざるものは理致の上では稍々肯定し得るまでに理解を進めたけれども尚感情のト實行の上で斷乎としてこれを否定するの矛盾を取てする、其處に當然の歸結として相互の間の争ひは深刻となる。この争及争に至るまでの懸案を稱して部落問題又は融和問題といふのである。

口 差別の現状

遠き封建時代に於ける差別の事實を説くには大なる注意を要する。それはこの問題に一知半解のものに誤解を興へ、其の誤解が聽がて正解として傳へられた例が往々にしてあつたからである。それには説く方にもその説き方に用意の周到ならざりし點もあらうが、又一面から言は

ど、聴くものが或る一地方だけの事實を早合點して、全體的、一般的のものと解したり、稀れに一二の富める者の例を見ては、直ちに各部落人の總てが、物質的に裕かであつたと解したり、幕末差別の最も峻烈なりし當時の事例を以て幕政初期よりの時相なりと信じたり、甚だしきは〇〇と非人を混じしたりした受け賣りの多かつたことを知るからである。この故に若し封建時代の實状を述べんとするには、最も的確な史實と詳細な説明とを必要とするのである。が本稿には紙数の制限があるので、此處には過去の差別事實を省略して、たゞ融和問題解決上最も必要な現在の差別事實の一斑を紹介するに止める。

融和問題の根柢に横たはるものは、所謂部落人に對する多數同胞の不合理なる差別である。しかもその差別は直ちに被差別者には精神的痛苦と物質的痛苦との二重の極格となるのである。融和問題以外の他の社會問題は多く經濟上の機會均等を要求する問題であるが、融和問題は人の人たる所以の人間性を蹂躪せられたる人生何物にも代へ難き靈の冒瀆問題であると同事に、物質生活を脅かすパンの問題でもあることを知らねばならぬ。

左に其の差別の主なる事例を列挙すれば、

- 一、何等の根據なくして妄りに特殊の民族なるかの如く信じ、差別の溝壑を築くものあるが如き、
- 二、言語若くは形容によつて侮蔑の意志を表示するが如き、
- 三、慶弔を共にすることを忌み、日常相互の交際に於て疎外冷遇するが如き、
- 四、雇傭關係を爲すことを欲せざるが如き、
- 五、通婚を厭ふが如き、
- 六、同一の町村に住みながら其の地の神社の氏子に加入せしめず、若くは加入せしむるも祭祀を共にせざるが如き、
- 七、宅地を購はんとし、又は住家を借らんとするとき、其の需に應ぜず、若くは格別の價を要求するが如き、
- 八、公務員の採用に方り、出身地の故を以て採否の手加減をなし、偶々採用するも昇進の途を遮ざるが如きことあるが如き、
- 九、教育教化の職にある者、又は官公の職にある者にして差別的言動を爲すものあるが如き、

十、學校及び軍隊内に於てすら尙差別的言動を爲すものあるが如き、

等は其の主なるものである。勿論これは所謂部落の存する總ての地方が皆然りと云ふにはあらざるも、恐らく以上の示例中、何れかの差別の殘存せざる地方はあらざるべく、中には示例の全部が儼存せる地方さへあることから推して、如何に被差別者の差別苦が深刻であり問題が全國的であるか知られるであらう。

更らに二三の實例を敷衍すれば、兒童が學校に於て他の兒童より言語若しくは形容によつて侮蔑の意志を表示されるとき、其の何の故なるを解せず、家に歸つてこれを父母に告げ、理由を聴いて初めて自己が被差別階級とせられてゐることを知り、それまでは牛氣潑刺として異常の好成績なりしものがこのことありてより次第に意氣消沈して、遂に憂鬱性となりたるが如き、或はその反對に周囲の差別に憤激して反抗性を養ひ、遂に所謂危險思想を懐くに至りたるが如き、或は歴史科の時間中、教師の露骨無理なる講義に満場の視線が一身に集中し、其席に居たまらずして退席するの己むなきに至るが如き、或は出身地の故を以て、周囲の差別と迫

害に堪へずして寄宿舎より遁れ、遂に學業を廢するに至りしが如き、或は低聲に嘯く悔蔑の言葉や、こつそり示す差別の形容に、常に氣まづき思ひに學生々活を送るが如き等は、學生々徒乃至教育方面に於けるものなるが、更らに相思の中に結婚し愛の結晶をまで作りし圓滿の家庭が、偶々偶々中の一方が所謂部落出身なりとの故を以て、無理解なる親族又は父兄より強要されて破鏡の敷を見、それが爲めに人生に絶望して、或は病に臥し、或は自殺したるものも少からざるが如き。

更らに職業上、就職上の差別の例を擧ぐれば、市街地に出で、店舗を構へ盛んに顧客を得しものも、一たび其の出身が暴露するときは、直ちに店頭雀羅を張るといふ惨めさに陥る、況んや公然其の出身を標榜したる店舗や、行商に、人並々の顧客を得ることの困難なるは云ふまでもない。同じことなら部落人の手よりも一般人の手より買はうとなるので、已むなく普通の相場よりも安く賣ることによつて顧客を繋げねばならぬ苦心を要し、而して其の商品の仕入れについても、亦人より高く買ふことによつて漸く仕入れ得られるといふ例すらある。更らに農業者が経済力を高めんと欲して耕地の小作を希望しても、同じことなら部落の人には小作せ

めないといふ地主さへもあるのである。

就職方面に就て云はば、官公職に就くにも、同じことなら一般のものから先きに採るといふ差別観の爲めに就職口が乏しい。又店員たらんとするも、これ又同様であり、會社工場の社員職工たらんとするにも亦同じであつて、これを全國各地に於ける官公衙、會社、商店、工場等に就て調査すれば、全然所謂部落出身の者を採川雇傭してゐないものが少くないことによつても其の一斑が窺はれやう。或は部落人の加入を拒む産業組合があつたり、金銭の融通を拒み、又は不當の利息を徴したる銀行會社のありたるが如き、數へ來れば枚舉に堪へられないほど、幾多の差別事實が現存してゐるのである。

斯くの如く所謂部落人は絶えず深刻なる精神上の痛苦に刻なまれると同時に、物質上の脅威に襲はれ、この物心兩方面の悩みは臆がて冷酷なる差別者側より社會生活上の缺陷多きが故にと言はるゝ程、それ程差別の爲めに悲惨の生活に陥つてゐるものが多いのであつて、其の或る者は自己の運命の惨憺たるを慨いて自殺を圖り、或る者は世の冷酷を憤つて社會革命の運動に趨り、又或る者は自暴自棄に陥る等、問題を益々深刻に導き入れつゝあるのである。

人生には明と暗との二方面がある。我々は共同の力によつて暗き方面を開拓して、全體を明るくすることに努めねばならない。幸にして現代の世相を憂ふる人々によつて共同の明るき世界の建設に力を致されつゝあることは洵に喜ぶべきことであるが、併し仔細に社會の全面を見渡せば、全體の明るき世界を造ることよりも、先づ自分自身の明るき世界の建設を夢みてゐるものゝ少くないことを遺憾とする。この自分自身だけの世界を造らんと欲するものは、動もすれば他の暗くなることを顧みず、唯自らのみを明るくせんとするの弊に陥り易い。これを融和問題の上に當て替めて見るに、融和だとか、差別撤廃だとかとさも大業らしく絶叫してゐるものがあるけれど、あれは所謂部落の人間の痛苦を除く爲めであつて、我々の問題ではない位に全く問題を對岸の火災視してしまつて、社會人としての自己を省察することをしない。況んや問題の重大性などは天で眼中にないものが多い。

一體社會が有機體であることを認むる現代に於て、尙對岸の火災視などいふ熟語があつてしかも其の熟語其の儘の考を懐いてゐるものゝ多いことを遺憾とする餘り、こゝにこの熟語を引合ひに出して見たのである。

殊に近代人は巧みに責任を轉嫁することゝ、人に迷惑を懸けてもそれが直接相手方に彼れが迷惑を與へたと感じさせなければ、間接的にかける迷惑位は一向お構いなしといふ式のするい遣り方が流行する。所謂部落人に對するこれまでの差別は直接的赤裸々の差別であつたものが、近來では間接的かつそのりの差別と變つて來た。所謂敬遠的差別と變化して來た。勿論公然と直接に赤裸々の差別をすれば、直ちに國法に觸れたり、被差別者から糺弾されるので、そこでそつと間接的、敬遠的の頗るたちの悪い差別と變つたのであらうが、兎に角この敬遠的差別を爲すものゝ多くなつたことは争はれない事實である。

試みに貴下は所謂部落人を差別されますかと問はゞ何人も直ちに「否、私は決して差別は致しません」と答へるに相違ない。が更らに一步を進めて「然らば貴下の心の中にも行ひの上にも眞に隔意なく無差別平等に取扱つてゐられませうか」と再問するとき、恐らく大多數の人は答辭に躊躇するであらう。即ち現在では直接に露骨に差別をする人は少くなつたに相違ないが其の代りに間接的の差別をしてゐるものゝ頗る多いといふことを否定することができない。更

らにこれを適切に云はゞ、所謂差別をせぬといふことは直接的表面的には差別はしないといふことに止まつて、其の内心には依然として差別が存して成るべくあの側の者には接近すまい、關係すまい、交渉は避けたいといふやうな敬遠的態度の現はれと變つたに過ぎないのである。

この敬遠的態度は取りも直さず間接的の差別であつて、この敬遠主義をもつ人の數が増せば増す程、敬遠されるものは益々社會的に隔離せられることとなるのである。社會的隔離、これが差別でなくて何であらう。直接的の差別も被差別者に取つての苦痛であるが、蔭でこつそり差別して、そつと口を拭つて知らぬ顔で済まそうとする現代の差別は、更らに一層の苦痛を與へる卑劣陰險な性質のものであつて、これまでの差別に一層輪をかけて差別であると私は思ふ。併し觀方によれば、右の如き陰險たる差別は直接的の差別から間接的の差別に變り、更らに無差別の状態に移る過渡期の現象であるとも云へやうが、この觀方は餘りに悠長な例の對岸の火災視に近い觀方であつて、一念深く國家の現狀を憂へ、問題の真相を見詰むるものゝ首肯し難い所である。

このことにつき長く滋賀縣豊郷村に駐錫して、熱心に融和事業に盡瘁された故多羅尾昭徹氏と斯道を談じ、偶々差別の傾向に及びしとき、氏は曰く「以前の差別は男性的差別であつたが近頃の差別は女性的差別と變つて、差別の上に陰險性が加はつた」と道破されたことがある。多年斯道に一身一家を捧げてゐられる氏にして始めてこの透徹したる觀察ができるのであると窃かに感服したのであつた。比喩を女性に取つたことはどうかとも思はれるが、近代差別傾向の變化を穿つた適評であると思ふ。

ニ 差別相と差別苦

時代の推移に伴ひ、所謂部落人に對する差別が——少くとも表面的差別だけにても——年と共に薄らぎつゝあることは周知の事實である。しかもこの差別の減退に反比例して、差別に關する保争の近來著しく増加したことも亦否定すべからざる實相である。

差別の減退と差別事件の増加。本來ならば差別の減退と共に差別事件も、減退すべき筈なるに、今やこの矛盾不可解の現象を呈する所以はそも如何なる理由から生ずのであらうか。

封建專制の時代には、強權によつて民衆の手足を縛り、口を緘して、其の自由を抑壓した。この抑壓の日の重なるに従ひ、初めは往時の自由を懐ひ平等を慕ひし民衆も、いつしか壓迫に

馴れるに従つて、漸次に鈍感となり、遂には地頭には勝てぬもの、長いものには巻かれるものといふやうな自己を滅却した極端な服従観念、諦観生活に陥つてしまつたものであつたといふことは、部落の起原と變遷の章に於て述べた通りである。然れども人は依然として人である。如何に抑壓せられ、手足を縛られ、口を緘せしめられても、人としての意識は内面深く潜在して、人として立つの目を待つてゐた。この忍苦の日の長ければ長き程、人としての意識の鈍感を深めるには深めるが、しかしそれは一時的の鈍感であつて、永久性のものではない。纏がて又敏感に復活すべき本質を具へてゐるものである。

かくて明治維新の黎明は突如として訪づれ、敢然として不合理なる差別の繫縛を解いたのであるから、現代人の立場から観ると、被差別者は所謂平等令の發布と同時に、直ちに周圍より受くる實質上の差別に對する差別苦除却運動を起さねばならぬ筈であつたやうに思ふものが多い。がこの考へにも一應の道理はあらうが、併し制度や習慣には隋力が伴ふものであつて、例へば善き制度を變じて惡き制度にしたとしても、改變當初の幾年間は必ず過去の善き制度の習慣の隋力が存続するものである。徳川初期の差別が其後期に比して薄かりしことも、封建制度

確立以前の差別の薄かりし隋力の然らしめた所であり、これと同じく惡制を善制に改めたる當初にも、依然として舊制度時代の惡習慣の隋力が存続する爲めに、新制度の意義が完全に徹底し難い、恰も明治初年の新政に對する反動事象の例に見ても、又所謂部落の人々に對する社會的差別が其の跡を絶たなかつたのに徴しても、明かにこの間の消息を知ることかできやう。部落の人々の差別に對する差別苦の感覺が明治初期に薄かりしは、封建時代の長き強壓的屈從の隋力の爲めであり、又近代に至つて頗る敏感となつたのは、文化の進展に伴ひ、人間としての存在に目醒める度の加はるに比例して、これまでは差別と感じなかつた差別が、明らかに差別であることを發見し、差別の痛苦を感ずるの度が益々深刻となつて來るからである。これ差別相の減する世相に反比例して、差別苦の増す所以であり、會ては問題とならなかつた事が近來では大なる問題となる所以である。この點から考察して特に市町村當局並に教育敎化の任にある方々に御留意が願いたい。それは自分の地方ではこれまで少しも問題が起らなかつたのであるから、今更融和事業などを始めて眠た兒を起すでもないなど云はれることである。それが眞に融和が實現されて何のこだわりもなく快く眠つてゐるのであるならば此の上もなき

結構のことであり勿論問題の起る愛ひはないが、若しそれが事實上其の地方に差別觀念が残存してゐながら、たゞ被差別者が未だ自己を發見することの薄い鈍感時代である爲めとするならば、其の眠つてゐると見る兒は眞に打ちくつろいで眠つてゐるのでなく、泣き眠つてゐるのであるから纏て目覺める日に於ける差別苦を感ずることの大なると同時に、その差別苦から脱却する運動―問題―が起るべきものであるといふことを知らねばならぬことである。試みに四民平等令發布以來今日に至る所謂部落人よりする差別撤廃要求の過程に顧みると、明治二十年頃までは其の要求微々たるものなりしが、二十七八年日清戦争前後より漸く團體的の要求運動となり、三十七八年戦役を経て他の社會運動の擴大せしと同様、部落の人々よりする解放の要求も亦大となり、更に最近世界戦争以後に於て益々強く絶對の解放を要求するに至つた事實から觀ても、文化の進展、社會の進化と共に人を人として生かし、自らも人として生きねばならぬとの近代的、本質的自覺を深めたる當然の過程たることが知られやう。これは單に融和問題の上のみの現象でなく、彼の勞働問題や婦人問題に徴しても、往年勞働者や婦人に對する經濟上人格上の差別の濃厚なりし時代に問題の起ること少く、近代に至つて頻りに發生するの

と同一の過程を辿つてゐるのである。この故に差別問題の解決を期せんとするには、必ずや問題を起す原因である處の不合理なる差別の根絶を期することなくてはならぬ、徒らなる取締りや、懷柔や、恩恵や、放任では決して問題を解決する所以ではない。誰れか差別なき世界に差別問題が起り得ると云ふものがあらうぞ。

四、問題の本質と重大性

1 問題の本質

人間は等しく人間であり、人間としての存在が絶對のものであるといふことは、動かすべからざる眞理である。この眞理は今も昔も其の眞理たることに些の疑ひはない。にも拘らず嘗て權力高能の舊時代に於ては、權力によつて眞理を掩ひ、平等なるべき人間の間に故らに階級を樹て、差別を設けて、屈從を強ひてゐた。

併しながら眞理は絶對に眞理である。縱令一時は權力によつて抑壓し得られるとしても、決して永久に抑壓し了へるものではない。果然近代思潮は嘗て權力に蹂躪せられて、其の人間性

を見失つてゐた人々を刺戟して、はつきりと其の人間意識を復活せしめた。人間奪還、人間権恢復等の近代的要求は皆この刺戟に基く所の人間覚醒の反影である。

人間として生きる運命を與へられてこの世に生れて来たものが、其の生きてゆく途を杜絶されること程悲惨なものはない。近來漸く人間性に目覺め、人間意識を復活した人々より、此の杜絶された途を疏通せよとの叫び、即ち人間權恢復の要求は、これを正義人道の上より見ても社會的立場より見ても、更に國家的立場より見ても、一點の批議をも挿む餘地なき當然のことであり、同時に又故なくして他人の生存生活の權利を肩してゐたものが、翻然として自責の念を起し、素直にこの當然の要求を受け容れ、再びさうした罪過を累ねないのみならず、進んで過去の罪過を償ふ爲めの贖罪的行爲にまで出でねばならぬことはいふまでもないことと思ふ。然るにも拘らずこれまでこの融和運動—融和事業を含む以下同じ—を以て單に所謂部落の人を救済する爲めの運動と誤認したり、甚だしきは被差別側の現在生活に多少の缺陷あることを以て差別に執着するの口實となし、部落の缺陷を改善するにあらざれば平等の待遇は致し難いなどいふ得手勝手の見解を下だすものさへあつた。勿論社會人として立つ以上其現在生活

を顧みて其處に文化的社會的缺陷のあるものは、その缺陷の充實を圖るの要あることは云ふまでもない。この意味に於て所謂部落側の改善も亦閉却することはできない。但しこの場合大に注意せねばならぬことがある。それはこの内部の改善を云々する資格あるものは、唯内外兩者に超越したるものか、然らざれば内部人のみの言ひ得ることであつて、今尙差別の偏見に囚はれてゐるものの決して云ふすべき性質のものではないといふことである。何となればこの内部の缺陷は多年に亘る外部の抑壓による社會的孤立の結果であるからである。恰も人を締めつけて身體の自由を失はしめながら、其の締めつけたる手を引くことを爲さずして他を省みて相手方の不自由を批難すると同じであるからである。

何人も理性の眼を開いてこの融和問題に對すれば直ちに差別の不合理なることを肯定するに相違ない。而かも理性の判斷によつて差別の不合理を知つたにしても、それが動もすれば習慣と感情とに支配されて前きの肯定を直ちに否定と變化する場合が多い。融和問題の今尙解決せられないのは理性で肯定しても感情で否定するからである。つまり固陋なる習慣と盲目的な感情の力が理性の力よりも遙かに強いからである。平たく云へば頭が承知しても腹が承知しない

といふ點に難關が存する。故に融和問題の解決上最も必要なものは差別的習慣の打破であり賤視的感情の根絶である。理性方面の促しも大切ではあるが、それは比較的容易のことである。融和運動は謂はれない差別を交際して、その差別に憚んでゐる人々の苦痛を排除し働かせる(一)。と同時に又差別してゐた人々が人間胃濟の恐ろしい罪過から淨化せられる働きでもある(二)。これを消極的にいへば賤視觀念の打破であり、これを積極的にいへば人格の絕對價値の顯現であり、更らにこれを社會的に見れば社會淨化の運動であり、國家的に見れば堅實なる國礎を築き上げる努力であるのである。

融和運動は同胞の總てが謬れる現在の疎隔から洗禮されて互に輝やかしい融和の世界に生きることに向つての働きである。争鬭による勝利者となることなく、互の理解と熱情によつて結び合はうとすることである。

融和運動は内部の爲めのみの運動にもあらず、同時に又外部の爲めのみの運動にもあらず、實に内外兩者を含める國民全體の爲めの運動である。故に融和運動は國民の總反省、總努力に俟たねばならぬ。一口に言へば融和運動は融和觀念の徹底により社會に存在せる不合理の差

別事象を除き國民生活の和樂を實現する爲めの國民總動員の、倫理的、宗教的、社會政策的運動であると信ずる。

現代社會問題の多くは物質に根基を置くに對し、融和問題は物質よりも人間の本质に立脚する問題である。他の社會問題には社會組織の變革によらざれば目的を達成し難しとせらるゝものからざるに對し、融和問題は現在の社會組織の儘に唯不合理の差別のみを交際すれば目的を達成し得られるのである。これ融和運動が餘他の社會運動と異なる重なる點である。

ロ 其の重大性

部分的に見れば單に數戸乃至數十戸の集團が多數村落の間に點を散在してゐるといふ事實であつて、而かもこれまで差別の風習に馴致されてゐる未感覺のものから見れば或は強ひて問題とする程のものでないと思ふかも知れない。けれどもこれを正義人道の上に顧み、我國の現状に照らし、一念深く國々の將來を念ひ、社會の推移を察するものゝ眼から觀れば、此の問題は現下の諸問題中最も重要な大問題であるのである。

大正十年の調査によれば當時不合理の差別に憚んでゐた人々の數が本籍八十七萬二千七百二

十人現住八十二萬九千六百七十五人とある。一向この外に既に部落外へ轉籍轉住したものが少くないのであるが、これ等は既に融和の目的を達し若くは達せんとしてゐるのであるから調査の數に算入してゐない。其の後年々人口の増殖により今日では少くも其現住數のみにても約一百萬に達してゐることと思ふ。

最近の國勢調査によれば内地の總人口は五千九百七十三萬人とある。彼此相對照すれば即ち總人口の六十分の一の人々が今尙謂はれなき差別に惱まされてゐるのである。特に近畿地方の如きは實に三十パーセントの被差別者が介在してゐるのである。而も近來それ等の人々の自覺の進むに伴ひ、差別者を感じることも倍々甚だしきものあるに反し、因襲に捉はれてゐる多數同胞の反省自責のこれに伴はざるあり、斯くてこゝに兩者の間に差別問題が頻々として起る所以である。試みに大正十二年以後に於ける著るしき差別事件數を擧ぐれば大正十二年に於て八百五十四件、十三年に於て一千五十二件、十四年に於て一千二十五件、昭和元年に於て八百二十五件、といふ驚くべき數字を示すのである。就中大正十二年奈良縣田原本に於ける國粹會對水平社衝突事件の如き、同十四年群馬縣世良田村燒打事件の如きは何れも今尙記憶に新たなる

大不祥事であつた。

宇宙の何者にも代へ難い自己の尊嚴性を蹂躪せられること程悲痛なものは恐らく他に匹敵を見出だすことはできない。其の場合物質的代償や時間的猶豫を許さないのは當然のことと言はざるを得ない。此處に動もすれば問題の真相を知らざるものゝ豫期せざる結果が生れるのである。

現在我國の労働問題、小作問題は我が融和問題と共に實に重大な社會問題である。けれども其深刻味、重大性に於てはこの融和問題の方がより深刻であり、より重大であることを知らねばならぬ。何となれば労働問題、小作問題は單に物質的要求を主眼とするものたるに反し、融和問題は人間權恢復といふ精神的的要求を主眼とするからである。彼れは物質によつて解決し得るも、此れは精神的待遇の更改によるにあらざれば解決し難い人間の本質に關する問題であるからである。「眞に平等の待遇が獲得せられるならば全財産を提供するとも惜くはない」「親愛なる兒孫の將來の精神的痛苦を除く爲めには、自己の一身を投げ出すことをも厭はない」といふ程それ程深刻な問題であるからである。

今や我國內外の状態は益々舉國一致を要望するときである。この時に方り現代人の恥づべき丁蘭時代の陋習を蟬脱し得ない爲めに、兄弟鬩に閨の愚を招き、獨り醜を中外に暴すのみならず、實に正義人道に悖り、社會の平和を傷け國體の基礎を危うするとは何たることであらう。繰り返していふ、融和問題は決して一部同胞のみの問題でなく、國民全體の問題であり、且つ我國將來の充實發展を期する上に於て、他のあらゆる社會問題よりも一層重大な社會問題であることを。

五、融和運動の經過

1 法制上の差別撤廢

融和運動にもこれを廣義に見ると狹義に解するとによつて、其處に自から限界の別れる處もあらうが、本章では廣義に見た融和運動、即ち封建末期に於ける制度上の差別撤廢より近時の解放融和の運動に至るまで、部落問題解決に關する一切の事業と運動とを總括したものゝ經過を略述することとする。

幕末に於ける現状打破運動——尊皇攘夷、皇政復古運動——を唱道せし人々——千秋順之助、矢野玄道、帆足萬里等々——によつて先づエタ非人廢止の議が唱へられ、一方幕府の有り——若年寄小笠原豊政守、立花出雲守、侍醫松本良順等も亦差別撤廢の要を認め、遂に慶應四年——明治元年——正月、徳川幕府が其の幕を閉づる直前に於て、江戸淺草に一廓を構へたる關東八州の部落の頭領彈左衛門並に其の配下の人々を先づ平人に復したのであつた。

明治政府は新政勢頭——明治元年三月十四日——御煥發あらせられたる五箇條の御誓文に則り舊來の陋習の打破に努め、明治元年四月には天下萬姓各其の所を得候様(中略)月百の宿弊悉く御一洗の御趣旨に付云々の布告を發し、二年三月更らに公議所に於ける加藤弘之、帆足龍吉、内山總助其他の公議人の建議並に其後土居卓造、星野權三郎等民間志士の建白並に被差別者側の請願等により一層差別撤廢の急務なることを認められ、遂に明治四年八月二十八日第六十一號布告——所謂四民平等令——を發して制度上の差別を撤廢し、こゝに名實相副ふ王政復古が實現せられたのであつた。——維新前後に於ける解放運動の詳細を知らんとせられる方は小著「維新前後の解放運動」を併讀せられたし。

この四民平等令の趣旨を汎く國內に徹底せしめる爲めに、各藩知事——地方長官——は各其の藩下に布令を出して政府の意のある所を傳達した。この傳達を受けた村役人——庄屋、名主等——は更に各自の村内に傳達した。

制度上の差別は斯くの如くにして撤廢せられたのであつたが、併し各個人の腦底深く浸染せる因襲は一片の布告のみによつて拭ひ去られるものではない、其處に民衆指導の地位にある官吏——特に村役人——の理解と否とによつて徹底と不徹底との分岐點を見るのである。果然政府の趣旨に感激した村役人のあつた地方では、其の村役人が先頭に立つて懇ろに布告の精神を村民に説き聞かせ、尙機會を捉へ先づ自ら無差別平等の範を示して民衆の理解を促し、顯著の効果を挙げたものもあつたが、これに反して固陋頑迷な村役人のあつた地方ではこの平等令をたゞ一片の布告として嫌や／＼ながらの申譯的傳達に止めた向も随分多かつた。甚だしきはこの平等令に反感を有つた村吏すらあつて、遺憾ながら布告の趣旨が全國的普遍的には徹底しなかつた憾があつた。

融和團體の勃興

法の上の自由民も其の社會生活の上では封建時代と相距ること遠からざる差別が執拗に附き纏ふてゐた。而も當時部落人の多くは多年の迫害の爲め心自ら萎縮して進取の氣象に乏しく、徒らに他力本願によつて救はれんことを冀ふに過ぎなかつた。が、明治の歴史漸く進んで三十年頃にあつたと、新時代に目醒めたる青年達によつて「徒らに壓迫の手の緩むを俟つのならんよりも、塞がれたる運命は自己の努力によつて開拓するに如かず」との自覚による解放の第一聲が岡山縣の一角から放たれ、縣下の差別に惱める人々を一團とする備作平民會が組織せられた。

斯くてこの備作平民會が被差別者の自主的解放運動の嚆矢を放つてより。解放の氣運漸く勃興し來り、三十七年に至りては岡山、大阪、和歌山等の同志によりて主唱せられたる大日本同胞融和會と稱する全國的融和團體が大阪に於て發會式を挙げ、大正元年には奈良に大和同志會、福岡に鎮西公明會、廣島に福島町一致協會、島根に出雲同志會等簇々として被差別者による解放運動が全國的に擴大し、明治の光、天鼓、公明、博愛新報等の機關紙をも發行して、熾んに差別の撤廢を絶叫するに至つた。

更に他の一面に於ては、愛國愛人の士によりて解放融和の運動が起され、大正三年には大江卓氏によつて帝國公道會を、大正十年には有馬頼寧氏によりて同愛會が創立せられ、前者は「公道」を、後者は「同愛」を機關として全國的に呼號し、相當の反響をも得るに至つた。

前述の如く明治三十年頃より大正四五年までに起つた備前平民會、大日本融和會、大和同志會、鎮西公明會、出雲同志會等は何れも被差別者の多數を同志とせる差別撤廢の運動であり、又帝國公道會、同愛會の如きは差別被差別兩者を超越したる立場にある人々の愛人愛國の至誠より出でたる諸調融和の運動であつた。續いて大正九年になると、彼此の區別なく地方的に官民相携へ汎く協調諸和を徹底せしめる所謂國民運動としての融和運動強調の要を認めて、岡山縣協和會、信濃同仁會等府縣單位の融和團體が組織せられ、同十年には廣島縣共鳴會が生れる等、漸く形體實質共に完備したる融和運動の實現を見るに至り、大正十二年より逐年全國的に擴大して、高知縣公道會、京都府親和會、兵庫縣清和會、鳥取縣一心會、愛媛縣共濟會、和歌山縣同和會、山口縣一心會、神奈川縣青和會、大分縣親和會、島根縣和敬會、群馬縣融和會、下野昭和會、山梨縣共愛會、富山縣融和會、讃岐昭和會、大阪府公道會、徳島縣融和會

體聯合會、滋賀縣昭和會、熊本縣昭和會、福岡縣親善會等相次いで組織せられ、或は府縣社會事業協會内に融和部を設ける等目下府縣單位のものにも實に三十團體を算するに至つた。更に全國的の團體としては前掲帝國公道會、同愛會の二子爵津岡長言氏を會長とする聖訓奉仕會、本多讓氏を會長とする公平會、男爵平沼驥一郎氏を會長とする中央融和事業協會、本派本願寺一如會、大谷派本願寺眞身會等が相次いで生れ、尙全國の融和團體聯合機關としての全國融和聯盟、研究機關としての貴業兩院議員中の有志者による融和問題研究會が生れる等、一年年融和促進の線が全國的に擴大して來た。

帝國公道會及同愛會が創立以來活動を續け斯道の爲め貢獻する所多大であつたが、近時融和運動の進展と共に中央機關合同の要を認め、昭和二年七月兩團體とも一體して中央融和事業協會に合同し、同時に又全國融和聯盟も解散し、現在では中央融和事業協會が其の内容を整備して、名實共に中央機關として存在することとなつてゐる。

以上の如く明治三十年代先づ被差別者側より第一聲を擧げたる同調諸和の絶叫が融和團體組織の筋をなし、爾來幾多の變遷を経て年々其の數を増加し來り、現在府縣單位以上のもののみ

にても實に三十有五の融和團體の成立を見るに至り、而もこれ等の團體が互に相連繫して全国的に警鐘を亂打し、融和の一路に邁進しつゝあるのである。

ハ 議會運動

以上は民間運動としての融和運動の梗概であるが、此處には立法機關たる帝國議會に於ける融和問題に關する請願、質問、建議等所謂議會運動に就て述べることにする。

顧みれば我帝國議會開かれて既に三十九年、議を開くこと五十五回、其の間融和問題が問題として取扱はれるやうになつたのは實に第二十二議會以來のことである。それ以前には國民各自よりも又國民の代表者たる議員諸氏よりも問題として取扱はれなかつた。嘗に問題として取扱はれないのみならず、大政治家と稱せられる人々にして尙且つ議政壇上に於て平然としてエタ村を連發して憚らなかつた程それ程無關心であつたのであつたが、時代の力は遂に先づ被差別者を動かして議會に對する請願運動を起さしめた。それは明治三十九年第二十二議會に岡山縣人長田治太郎氏より官公吏採用に關する差別撤廢の請願書が代議士西村丹次郎氏の紹介によつて衆議院に提出せられたことである。これが帝國議會に融和問題の出現した嚆矢である。

降つて大正八年第四十一議會に奈良の松井庄五郎氏外九名の連署による差別撤廢の請願 第四十四議會に廣島の筒井鐵藏氏より部落稱呼廢止の請願 第四十八議會に松井庄五郎氏外二名より融和事業促進に關する請願等が衆議院に提出せられ、更に全國融和聯盟が中心となつて融和事業の徹底に關する請願 及 融和事業の國策確立に關する請願が第五十、五十一、五十二議會に貴衆兩院に提出せられ、尙岡山縣法律制定期成同盟會代表者より差別的言動取締法制定の請願が第五十議會及五十一議會に提出せられ、勿論何れも満場一致で採擇せられた。

次ぎには議員諸君より政府に對する質問及建議其の他の自發的積極的行動であるが、先づ質問としては第四十六議會に星島二郎氏より地方改善事業に關する質問書を提出したのが質問の皮切りであらう。次ぎには四十八議會に丹下茂十郎氏、五十一議會に有馬頼寧氏よりそれ〴〵融和事業又は水平運動等に就て政府に質す所があつた。

更に建議としては大正八年第四十一議會に福井三郎氏等より部落改善に關する建議を衆議院に提出したのが建議としての最初である。越えて第四十六議會に横田千之助氏等より因襲打破に關する建議案が衆議院へ、尙第五十一、第五十二議會と引續きて有馬頼寧氏等より融和事業

の國策確立に關する建議案が貴衆兩院に提出せられた。

以上諸建議の中第四十一議會、四十六議會及五十二議會提出のものは満場一致で可決したが五十一議會提出のものは會期中朝野兩黨の黨争激烈—所謂泥合戦—の爲め遂に審議未了となつて暗から暗へ葬られた。

二 水平社運動

今一つ解放運動史上逸すべからざるものは水平社運動である。

水平社運動勃興の動機は、これまでの改善融和の運動が動もすれば誠意なき職業的改善家や遊戯的同情者の爲めに屢々欺慢醜弄せられたこと、又他の一方には多年肩迫を受けて進取の氣象を銷磨し、徒らに他に縋り他の同情によつて差別の緊縛から免れやうとする中年以上の人の生温るき態度に憤らずとして、活氣横溢せる青年の結束によるものであつて、大正十一年三月京都市に於て全國水平社の發會式を擧げた、これが即ち滿天下に一大刺戟を與へた水平社運動勃興の第一歩である。當日の來會者は京都を中心として大阪、奈良、三重、和歌山、兵庫、愛知、静岡、東京、埼玉、岡山、廣島、山口、福岡等十數府縣に亘り約二千人、満場一致で左

記宣言、綱領、決議を議決した。

綱 領

- 一、我々特殊部落民は部落民自身の行動によつて絶対の解放を期す。
- 一、我々特殊部落民は絶対に經濟の自由と職業の自由を社會に要求し、以て獲得を期す。
- 一、我々は人間の原理に覺醒し人類最高の完成に向つて突進す。

宣 言

全國に散在する吾が特殊部落民と團結せよ。
長い間虚けられて来た兄弟よ。
過去半世紀間に種々なる方法と、多くの人々によつてなされた吾等が爲の運動が、何等の有難い効果を齎さなかつた事實は、夫等のすべてが吾々によつて又他の人々に依つて毎に人間を冒瀆されてゐた罰であつたのだ。そして、これらの人間を勸るかの如き運動はかへつて多くの兄弟を墮落させたことを想へば、此際吾等の中より人間を尊敬する事によつて自ら解放せんとする者の集團運動を起せるは寧ろ必然である。

兄弟よ。

吾々の先祖は自由、平等の渴仰者であり、實行者であつた。陋劣なる階級政策の犠牲者であり、男らしき産業的殉教者であつたのだ。ケモノの皮を剥ぐ報酬として、生々しき人間の皮を剥ぎ取られ、ケモノの心臓を裂く代償として、暖かい人間の心臓を引裂かれ、そこへ下らない嘲笑の唾まで吐きかけられた呪はれの悪夢のうちにも、なほ誇り得る人間の血は潤れずにあつた。そうだ、そう

して吾々は、この血を享けて、人間が神にかはらうとする時代になつたのだ。犠牲者が、その烙印を投げ返す時が来たのだ。殉教者が、その荆冠を祝福される時が来たのだ。

吾々がエタであることを誇り得る時が来たのだ。

吾々は、かならず卑屈なる言葉と怯懦なる行爲とによつて祖先を辱め人間を冒瀆してはならぬ。

そうして人の世の冷たさが何んなに冷たいか、人間を動はる事が何んなであるかをよく知つてゐる吾々は、心から人世の熱と光を願求讃讃するものである。

水平社はかくして生れた。

人の世に熱あれ、人間に光あれ。

大正十一年三月三日

全 國 水 平 社

決 議

一、吾々に對し幾多及び特殊部落民等の首行によつて侮辱の意志を表示したる時は徹底的糾弾をなす

一、全國水平社本部に於て我等團結の統一を圖る爲め月刊雜誌「水平」を發行す

一、部落民の絶對多數を門信徒とする東西兩本願寺が此際我々の運動に對して抱藏する意見を聴取し

其の回答により機宜の行動をとること

右決議す

水平社創立の狼火一たび舉がるや、全國各地より差別に憤慨せる部落青年が燎原の火も暫ならずさる勢を以て相應應し、水平社の宣傳と差別に對する糾弾とが各地方に行はるゝに至り、爾

來年々其の戦線を擴大して殆んど全國に亘り我國社會運動中の一偉觀を呈したのであつたが、第四年日に於て茲にゆくりなくも或る事件が動機となつて、さしもに鞏固の團結も遂に分裂するに至り、爾來政治方面に進出せる全國水平社と、純水平運動を標榜するものによりて兎も角も氣勢を支持されてゐるの現状である。

水平社運動は今や他日の雄飛に備ふる爲めの蟄伏時代か將た他の原因か、兎に角近來沈靜期にあることは事實であるが、遮莫最近のニュースによれば、近く戦線の統一を畫して、更に大に爲す所あらうとしてゐることである。吾人は水平社運動が詭道に赴かず、矯激に趨らず純眞なる部落解放運動として大に活躍せんことを冀ふものである。

六、融和事業施設

1 方策の決定と訓令

こゝに融和事業施設とは題したが、其の内容は専ら國としての融和促進施設に關することを主として説くこととする。

明治初年に於ける制度上の差別撤廢のことに就ては融和運動の経過の章に略述した。仍つて本章では社會的差別の芟除に關する施設の概要を述べやう。

制り上の差別は其の制度の撤廢によつて容易に改廢し得られるも、人心に巢喰ふ因襲的偏見は法制の力によつて如何とも爲し難しと思はれた爲めか、政府に於ても之に對しては別に施設を講ぜずして自然の解決に待つてゐたかのやうであつた。が時代は駿々として進歩するも問題は依然として未解決のままに取殘されてゐるので、政府は明治四十年頃よりこれが解決の要を認め或は各地の實狀を調査し、或は吏員を派遣して視察指導をなさしめ、或は成績優良なる改善團員及篤志者を選擧して奨励金助成金を交付し、或は改善事務に關係ある地方の吏員並篤志者を内務省に集めて協議會を開き、或は社會事業調査會に改善方針を諮問し、採るべき方策を決して各地方長官に通牒を發し、地方長官は更に郡市警察署長を督勵して事業の進捗を圖るなど、種々の方途を講じた。

大正十二年八月には内務大臣より特に地方長官に訓令を發し、融和問題の解決には先づ一般人が所謂部落人に對して懷抱せる差別的偏見を芟除することを主とせよと特記して、從來の

施設より排出せねばならぬことを訓へ、昭和二年六月内務大臣は再び社會事業調査會に諮問し同年十二月其の答申を得て將來の融和方策を決する等、益々積極的施設を講ぜねばならぬ要を認め、更に昭和三年四月二十九日内務大臣は再び地方長官に左記の訓令を發し融和問題の解決に一段の努力を拂ふべきことを令して其方針を示した。

融和促進に關する内務大臣の訓令
内務省訓令第六號

廳 府 縣

融和事業ノ基調ハ差別ノ偏見ヲ絶ツニ在リ其ノ要旨ハ曩ニ訓令ヲ發シテ之ヲ明ニシ各位一層ノ奮勵ヲ期待スル所アリタリ爾來公私ノ施設年ト共ニ進ミ實績漸ク見ルベキモノアルヲ致セリト雖多年ノ因襲容易ニ除キ難ク不合理ナル差別事象今尙其ノ跡ヲ絶タザルハ洵ニ聖代ノ恨事ト謂ハザルベカラズ今ヤ昭和の盛世ヲ迎ヘ近ク即位ノ禮及大嘗祭ヲ行ハセラレムト是レ正ニ舉國一致更始一新ヲ策スベキノ秋ナリ乃チ維新ノ洪謨ニ遵ヒ拮据盡瘁各自其ノ最善ノ力ヲ致シ以テ建國ノ大義ヲ恢弘スル所ナカルベカラズ地方當局者亦能ク此ノ機運ニ際シ國民融和ノ實現ニ一段ノ努力ヲ加ヘ益國體ノ精華ヲ發揚セムコトヲ期スベシ之ガ大成ノ方途素ヨリ多數ナリト雖左ノ各項ノ如キハ特ニ留意ヲ要スル所ナリ

- 一、建國ノ大義ヲ闡明シ一視同仁ノ教旨を宣揚スルコト
- 一、國民ノ自覺ヲ促シ融和觀念ノ徹底ヲ圖ルコト

一、融和ノ障礙タルベキ事象ハ速ニ之ヲ除去スルコト
 一、差別ノ首動ハ嚴ニ之ヲ爲シシメザルヲ期スルコト
 一、社會生活ニ於テ機會均等ノ實ヲ擧グルコト
 念フニ差別ノ事タル條理ニ停リ人道ニ反スルヤ言フ須ダズ之ヲ芟除シテ其ノ弊實ヲ絶ツハ我國民共同ノ責務ニシテ又國運進展ノ要諦タリ各位克ク此ノ意ヲ體シ更ニ有效適切ナル施設ヲ講ジ共存共榮ノ成果ヲ收ムルニ於テ萬遺憾ナカラムコトヲ望ム

昭和三年四月二十九日

内務大臣 鈴木喜三郎

口 事務職員の配置及國費豫算

地方廳に於ては融和の促進に關し、これまでは一般社會事業關係吏員の業務として其の施設を爲さしめてゐたのであつたが、この大問題特に當務者の熱と涙に俟つべき重要な問題を、本務の片手間仕事に委ねるやうな生温るき遣り方にては問題の解決費束なしと認めてにや、政府に於ては大正十年度より融和問題に最も關係深い京都、大阪、兵庫、奈良、三重、滋賀、岡山、廣島、和歌山、愛媛、高知、福岡の二府十縣に對し國費による事務職員を自當することとなり爾來引續き今日に及んでゐる。

更に融和事業に關する豫算を瞥見するに、大正八年度までは國としても又府縣としても融和促進の爲めに豫算を計上するに至らなかつたが、大正九年度に於て始めて四萬五千圓の豫算が帝國議會を通過してより以來、年々豫算を増額し來り、昭和二年度に於ては其の額六十一萬七千圓に達してゐる。左に豫算の使途を摘記すれば

A、同額補助。府縣の支出する融和事業施設費——地方改善費——に對して國庫からそれと同額以内の補助金を交付することであつて、この額約二十一萬圓である。

B、融和團體獎勵。因襲的差別觀念を芟除して同胞間の融和を圖るには、單に官公の施設のみにては不徹底たるを免れない。此處に國民的融和運動の要が生ずるのである。

政府に於ては大正十二年度より府縣單位以上の融和團體に補助金を交付することとなつてゐるが、昭和二年度に補助したものが實に三十團體に上つてゐる。

C、地區整理。住宅の密集、道路の狹隘、上下水の不完全等整理を要すべき地一に於てはこれまで右Aの同額補助による地方費補助によつて施設せられてはゐるが、地方費支出に塔へ難き大規模の地區整理事業に就き、大正十二年より以後十ヶ年計畫を以て二十府縣に亘り一

府縣一ヶ所宛計二十ヶ所の地區整理をなしつつある。

D、育英事業。完全に伸ぶべき天性を具へ學業成績も亦優良なるにも拘らず、たゞ多年に亘る差別の爲め經濟苦に陥り、中等學校以上の教育を受くこと能はざる人々に學費を補給する施設であつて、昭和二年度までの被補給者數約一千二百名に達してゐる。

融和事業に關する府の施設は、大要前記の通りであるが、更に各府縣に於てもそれら、豫算を計上し、尙市町村に於ても亦各々相當の豫算を定めて其の地方に即したる必要の施設を講じてゐるのであつて、これ等融和事業に關する國府縣及市町村の豫算を合するときは相、巨額に上るのである。併しながら融和問題の重大性に較ぶれば國及府縣並市町村の支出せる現在の豫算は餘りに其の少額なるを知らねばならぬ。是れ近來融和事業關係者の間に豫算地額の要が絶叫せられる所以である。

ハ 今後の運動と其の施設

融和問題の解決方策に就いてはこれまで相當論議されたものであつたが、而も尙確乎たる方策の定まるなく、或は融和事業と水平社運動とが相駢進すべきであると説くもの、或は政府の施

設よりも寧ろ民間運動の力に俟つべきであると唱ふるもの、或は立後れたる方面が進みさへすれば問題は自ら解決するのであるから、其の方面の改善を等閑に附すべきでないといひ、或はこれと正反對に、部落の改善によつて決して問題が解決せられるものではない。唯差別撤廢の一面あるのみと主張する等、各其の立場によつて見解を異にするものが少くないのである。固より時代の推移と共に社會狀態も自ら變轉し、社會狀態の變轉と共に解決策も亦變化する。數年前に善良の方策と信ぜられしもの今年必ずしも善良とは云ひ難い。其處に過去の施設に批議を生じ、萬全と認むる今の處信が將來批議せられることとなる譯であつて、それは社會進化の道程上當然のことなるも、而も同一時代の同一問題の對策としては必ず共通の或る一致點なかるべからざる筈である。況んや力の集中を痛感する我が融和運動に於ては、特に小異を捨て、大同に就くことの緊要なるを思ふに於てをやである。

幸にして昨昭和二年六月内務大臣より朝野の權威—貴衆兩院議員、政府當局、學者、社會事業従事者—を網羅したる社會事業調査會に融和問題解決に關する諮問を爲し、爾來之が研究を重ね、同年十二月答申したる左記答申は、現下の融和事業促進上最も適切の方策であつて

恐らく今後の融和事業はこの答申に基づき、統一あり連絡ある施設が講ぜられることと信ずる。

附第五號

社會事業調査會

現下の社會事情に鑑み融和促進上最も適切と認めらるる施設に關し其の會の意見を求む

昭和二年六月十八日

内務大臣 鈴木喜三郎

說明

所謂部落問題の解決に關しては政府は夙に其の必要を認め各般の施設を講じて國民融和の實を擧げんことを期し鋭意努力中でありと雖も最近時代の趨勢は益々融和促進の急務なるを痛感せしむるものあるを以て今後一層適切なる施設を講じ國民融和の目的達成上遺憾なきを期するの要ありと認め仍て現下の社會事情に鑑み融和促進上最も適切と認めらるる施設に關し各位の意見を求む。

融和促進ニ關スル施設要綱 (昭和二年十二月十六日告示)

融和問題の解決に資すべき方途固より多岐なるべしと雖もは因襲に基く差別的偏見を排除し國民相互の覺醒を促すと共に地方の實情に應じ生活の向上安定を圖るの方策を樹て以て共存共榮の實を擧げしむるに在り而して左記各項の施設を講じ之が徹底を期するは現下の社會事情に鑑み最も緊要なりと認む

一、融和事業に關する各般の計畫調査並に獎勵の爲め中央地方に機關を特設し融和事業の擴張充實を圖ること

イ、融和事業の現状に鑑み主務省に一課を設くること

ロ、融和事業に従事する爲め地方廳に社會事業主事又は社會事業主事補を置かしむること

ハ、融和事業に従事する爲め主要市町村に主務職員並に委員其の他の機關の設置を促すこと

二、中央地方の行政各部門は融和事業に關し其の連絡を一層緊密ならしむること

三、融和團體の設置並に活動を促進すること

イ、中央地方に於ける融和團體相互の連絡提携を一層緊密ならしむること

ロ、主要府縣にして未だ融和團體の設置なき向に對して之が設置を勸奨し其の實現を期すること

ハ、既設團體の活動を促進し地方の實情に應じ一層適切なる施設を講ぜしむること

四、融和觀念の徹底に關し一層適切なる施設を行ふこと

イ、講習會、講演會、協議會、懇談會、活動寫眞會等の開催、印刷物の配布等に依り融和觀念を強固すること

ロ、官公署、學校、青年訓練所、軍隊、寺院、教會等に於て教育、教化等に際し融和觀念の徹底に努めしむること

ハ、融和に關する美談、美談を蒐集し選定其の他の方法に依り融和促進に資すること

ニ、宗教團體、教化團體、戶主會、婦人會、男女青年團體、社會事業團體其の他各種の團體に於て協力して融和觀念を高唱せしむること

ホ、會社、工場等多數の従業員を有する向に對し融和觀念の普及を圖らしむること

五、融和の障礙となるべき事象の除去に努むること

- イ、官公署、軍隊、學校、銀行、會社等の職員、採用、待遇等に関し取扱ひを異にせざるの趣旨を徹底せしむること
 - ロ、祭禮、婚儀、葬禮、社交又は借家、借地、小作、金融團體の組織等に於て社會生活上の機會均等を妨ぐるが如き弊風の打破に努むること
 - ハ、差別的言動は絶対に之を爲さざるの風を徹底せしむること
 - 六、各種各程度の教育の普及向上を図ること
 - イ、中等教育、専門教育に関する奨励の施設を講ずること
 - ロ、小学校教育、補習教育、社會教育、徒弟教育等に関する普及奨励の施設を講ずること
 - 七、經濟並に文化の向上、環境の整理に関する施設を完備して融和の促進に資すること
 - イ、生業資金の貸付、職業の轉換、移住の奨励、共同作業場授産場の設置、副業の奨励、産業組合、漁業組合の奨励等の施設を講ずること
 - ロ、隣保館、集會所、圖書館等の設置並に趣味の向上に関する施設を講ずること
 - ハ、地區の整理、住宅の改良、道路の改修、給水排水の設備、共同浴場、診療所の設置等の施設を講ずること
 - 八、融和事業従業員の養成に関する施設を講ずること
- 以上諸施設に對し政府は其の指導奨励に萬遺算なきを期すると共に左の各項に依り相當の經費を支出し其の實施並に助成に努むるの要ありと認む
- 一、主務省に於て職員の増置其の他融和事業の調査奨励の爲め相當經費を支出すること

- 二、地方廳に於て融和事業の爲め特設する職員に関する經費を補助すること
- 三、融和團體奨励に関する經費を増額すること
- 四、生業資金貸付に関する經費を支出すること
- 五、育英奨励に関する經費を増額すること
- 六、主要なる地區整理に関する經費を増額すること
- 七、地方廳の融和事業費に對する補助を増額すること

同 附 帶 決 議

【第一】 以上各項に付ては政府、公共團體、融和團體等相協力提携して夫々必要と認むる施設を講じ之が實效を擧ぐるに努むべきは勿論なるも、現下の實情に鑑み大體左に依り之を實施し以て速に融和促進の實效を收むるに努め、社會福祉の増進を図るに於て萬遺憾なきを期せられむことを望む

(一) 主として政府、公共團體に於て施設すべき事項

- イ、融和問題に関する調査研究に努むること
- ロ、融和事業に関する機關の充實擴張を図ること
- ハ、融和事業に關し官公署に於て連絡上遺漏なきを期するため適當なる方法を講ずること
- ニ、教育上學生生徒に對し融和觀念の普及及涵養に努むると共に教科書の編集檢定に際し一層共存共榮の徳目を加へ之が徹底を期すること
- ホ、官公吏、軍人等に對し融和觀念の普及徹底を図ること
- ヘ、職員を採用待遇に關し差別を設けざると共に一般に對し其の趣旨を徹底せしむること

ト、軍隊、學校、會社、工場其の他適當なる機關を通じ差別的言動は絶対に之を爲さざるの風を徹底せしめること
 テ、教育、經濟並に文化の向上に關する施設を完備すると共に融和團體其の他の斯種施設を一層奨励助成すること

リ、地區整理其の他の環境改善に關する施設を完備すると共に一層之が奨励助成に努むること
 ヌ、宗教團體、教化團體其の他社會事業團體をして融和觀念の普及徹底に努めしむること
 ル、融和團體の運動を促進する爲め適當なる奨励助成の方法を講ずること

（四）主として融和團體に於て施設すべき事項

イ、一般民衆に對する融和觀念の普及徹底に努むると共に特に婦人の自覺を促進せしむる施設を講ずること

ロ、宗教家、教育家、教化事業關係者の理解を進めて融和促進に關し一層協力を求むること

ハ、融和問題に關する調査研究を爲すこと

ニ、融和事業從事者の養成に關する施設を講ずること

ホ、差別事件の調停斡旋に盡力すること

ヘ、祭祀、氏子關係、團體の組織其の他社會的差別事象の排除に努むること

ト、教育、文化並に經濟的向上に關する施設を講ずること

チ、融和團體相互の連絡を緊密にし其の協力活動を促進すること

【第二】 内鮮融和問題に關しても國民融和の精神に則り相當調査研究を遂げ之が解決に關し適切なる

施設を講ぜられむことを望む

以上社會事業調査會の答申が今後中央並に地方に於ける融和事業の大綱となることを信ずるので、この上更に融和事業施設に關する卑見を掲げることの寧ろ蛇足なるべきを思ひ本稿に省略したことを諒せられたい。

七、從事者の信念

融和運動の現状に就き吾人をして忌憚なく言はしむれば、理論の人の多くして實行の人の乏しいことである。抽象論多き割合に具體策の乏しいことである。抽象論の構成も大切であり、理論の徹底も亦固より必要なる役割の一方面ではあるが、併し問題の實相から觀て餘りに現實と懸け離れた理論や、徒らに理論の爲めの理論を積み上げんとする理論の遊戯化や、たゞ理論詰めで押し切らうとする遮二無二の行動が、問題解決の上に幾許の効果を齎らすことであらうか。其處に抽象論を具體化し、理論を實際化するの必要を痛感せざるを得ないのである。恰も濁流に溺れんとするものを觀て、これに對して「人の生命は貴いものである、見よ彼れ

は今將に其の貴い生命を亡はんとしてゐる、彼を助けねばならない、助くべきである」とたゞ人に呼びかけるだけで其の溺るゝものが果して救はれるであらうか。勿論人に呼びかけることも悪くはない、けれども眞に溺るゝものを助けんとするならば先づ自ら眞つ裸になつて濁流に飛び込み、溺るゝものと運命を共にして彼岸に到達するといふ正義至愛の發露によつてこそ、初めて溺るゝものは救はれるのであらう。融和問題の解決も亦必ずさうなくてはならないと思ふ。

首を廻らして我が融和運動の跡を顧みるとき、不幸にして人に呼びかけるまでの人は随分あつたが、百尺竿頭更に一步を進めて自ら濁流に飛び込み溺るゝものと運命を共にする底の堅き信念の持主、篤き行動の發揮者は眞に寥々たるものであつた。甚だしきは運動に寄生してゐるのではあるまいかとまでの批難をさへ受けたものすらあつた。これ従來の融和運動が其の掛け聲の大なる割合に實績のこれに伴はなかつた所以である。何よりも先づ自分自身が體驗し自身先驅をなし、其の範を示してこそ頑くなの人の心も融かし得るのである。其處に融和運動醇化の要を痛感する。



融和運動に携はるものは其の官公吏たると、團體の職員たると將た一般人たると部落人たるとを問はず、滾々盡きざる熱愛の所有者でなくてはならぬ。問題に對しお役目的であつてはならぬ。と同時に又徒らに功業に焦つてもならない。須らく毀譽褒貶の外に立ち衷に萬斛の愛と熱と涙とを湛へて、倦まず撓まず一步一步と踏み締めて行く不斷の努力、根氣の永續、道に殉ずるの覚悟、捨石となる信念、これ等諸要件の持主こそ眞に融和問題を解決する人である。大觀すれば融和運動は一部同胞救済の爲めでもなく、又社會變化の爲めでもなく、眞に己まんと欲して己み難い自己の生命的欲求の流露による人間禮讓の聖業である。正にこれ人間指導にあらずして人間崇拜の現はれでなくてはならない。之れを要するに融和運動従事者に必要なるものは實行である體現である。理論固より必要であるが、理論以上に必要なものは實行であり體現であることを特記したい。

八、結 論

前各章によつて融和事業の性質と現代社會問題に於ける融和問題の地位と其の解決の急務な

ること等、融和事業全般に亘る概念に就て略述したのであるが、更に本章では多少の遺漏を補足して結論としたい。

従来融和問題の發生原因を以て動もすれば彼の歐米に於ける黑人問題や猶太人問題等と同一の差別原因に出發した差別でもあるかの如く誤認したものがあつたが、それは大なる考へ違ひである。固よりこれを大局の上より觀、人は齊しく人であるといふ本質論とするに於ては、彼此共通であることは謂ふまでもないが、併しながら其の差別の據つて生じたる原因に至つては彼此大に異なるものがあることを知らねばならぬ。何となれば黑人問題は皮膚の色の相異なる人種間の人種的偏見に出發した問題であり、又猶太人問題は人種的偏見といふよりは寧ろ宗教的偏執より出でたる差別である。殊にこの問題の如き、猶太人自らの選民なりと信じて猶太教を固執し、多數國民の信奉する基督教を信ぜざる點、即ち多數に同化することを肯んぜざる點、極言すれば他人が差別するよりも寧ろ先づ自から差別せらるゝの因を造つた所に差別が胚胎するに反し、我國の部落問題は人種、民族、言語、風俗、宗教を同じうする同一國民の間に於て、或る時代に生じたる職業的乃至法制的差別の因襲に基因する問題であつて、被差別

者より進んで同化同一待遇を求むるに對し、多數國民がそれを拒絶することに問題が潛在するのである。斯く判然に彼れは人種的或は宗教的原因による差別問題であり、これは職業的、法制的原因による差別問題である。兩者相對照すれば彼此の間大に異なるものがある。彼れは或る意味に於いて遙かに相違せるものを同一に視、同一に待遇せよといふことにあり、これは同一のものを違つたものゝ如く誤り信じてゐる。其の誤りを解せよとの問題であつて、其の間自から難易の較かるゝ所があらう。

山來皇道は萬古を通じて易らざる正しき道であり、霸道は一時の權威によつて造り上げたる權りの道である。不詳なる部落問題が霸道時代に其の種子を蒔かれ、霸道時代に爛熟したることの偶然ならざるを知ると同時に、霸道を再び皇道に復されたる明治維新劈頭に於ける大英斷の洵に偶然ならざることを確知するに足る。我等は「義は即ち君臣にして情は猶父子のごとし」と宣はせられる列聖の大御心其の儘の精神に復活し、大御心其の儘の國家社會を建設することに精進せねばならない。斯うした國家社會を建設することこそ、正に皇道に率遵し、皇謨を翼賛するの所以であらう。國家といふも社會といふも、直接の對象とする所は國民であり、人類

である。如何に國家社會が發達しても、國民として人類として忍ぶべからず許すべからざる大不合理が残存してゐては、其の發達は皮相たるの譏は免がれまいと思ふ。

今や明治維新を距る茲に六十年、文化は年に月に駭々乎として進み、人は權義の平等を叫び改造解放の聲は社會の隅々にまで高唱せられつゝある時に方り、社會の内面に於て百萬の同胞が今尚不合理の差別に苦めるといふ事實は、實に一君萬民の建國の精神に悖るのみならず、文化國民を以て任ずる現代國民の到底默視することのできない大問題である。我等國民は二十萬の朝鮮の同胞、四百萬の臺灣の兄弟とも融和の徹底を圖らねばならぬ。のみならず進んで東洋民族の親和、世界人類平等の實現にまで進展せねばならぬ大使命を有つてゐるのである。この時この際、内に顧みて僅か百萬内外の同胞、而も生えぬきの同胞との融和が實現せられぬやうで、果して如上の大使命が達成せられるであらうか。我等の猛省せねばならぬ點は實にこゝに存するのである。

左に拙著「同胞諸和之道」の一節を録してこの稿を結ぶこととする。
從來の經驗によれば本事業に携はる團體、本事業に従事する人々は數からぬ數である。而し

てそれ等の人々や團體が此の事業に對する掛け聲は却々に勇ましいやうであるが、其の掛け聲の割合に効果が薄いと批難を往々にして耳にするのである。それには相互の腦底にコピリつてゐる習慣が却々抜き難い爲とか、或は局に當るものゝ人格の背景が薄いと、熱心が足らぬとか、その他種々の原因もあらうが、今更既往を追ふも詮なきことなれば今後は局に膺る者と然らざるとを問はず、社會の全員が一齊に社會連帶の觀念に基き國民の一人としては國家の平和の爲めに、社會の一員としては社會の幸福の爲めに、地方自治團體の一員としては地方自治の圓滿なる發達の爲めに、人としては人を人として生かし、互に人として生きる爲めに社會員が總懸りとなつて、各自の至誠と熱愛とを流露し、双方が赤裸々となつて互に隔てなき心の融合によつて初めて緝和融合の美果を結ぶことができるのである。約言すれば本事業は時間的には多年に亘り國民間に醗酵せられたる罪惡史の抹消であり、空間的には民族的團結の龜裂を未然に防ぐことであり、更に社會的には社會の和平を促進し人間最高道德完成の大業であり、國家的には國家の基礎を強か上にも倍々鞏固にする緊要緊切なる事業であるのである。彼の大自然が宇宙の森羅萬象を毛嫌ひもせず、傷けもせず一切平等に享け容れてゐるやうに

吾々人間も亦宇宙の總てのものに對し其の自然の儘に伸べしむるやうにする寛容さがなくてはならぬ。若しそれまでに至り得ないとするも、せめては吾々人間同士だけなりとも互に相愛し相親しみ合はねばならぬことと思ふ。

人間最高の道徳は普遍的の愛であらねばならぬ。一國の平和は其の國が普遍的愛に育くまれ其の生存生活が普遍的に保障せられるとき、其處に眞の價値ある平和を實現し得られるのである。(完)

本稿中或は「所謂部落人」と書し、或は「一部同胞」と謂ひ、或は「内部の人」と稱し、或は「被差別者」と唱ふる等適宜表現を異にせる名稱を用ゐるも、そは何れも今尙不合理の差別に惱める人々を指しての暫定的稱呼に過ぎないのであつて、斯く種々に使ひ分けたことが決して對者の異なるものではない。本来全篇を通じて同一の名稱を用ゆべき筈なるも、今の處この熟字に限ると思はるゝ適當のものを見出だし難く、筆者が筆を進める便宜上隨時隨所の場合に應じた暫定稱呼を用ゐたるに過ぎないものであることを諒せられたい。

昭和三年十一月一日印刷
昭和三年十一月三日發行

【定價金八錢】

東京市麹町區元衛町社會局構内
中央融和事業協會代表者
發行人 瀧本豊之輔

東京市芝區田村町六
印刷人 福井安久太

東京新橋驛烏森口角
印刷所 安久社

發行所

東京市麹町區元衛町社會局構内
中央融和事業協會
振替口座東京七〇〇八六番

融 和 資 料

第一輯	喜田貞吉述	融和促進……………	七錢
第二輯	加藤咄堂述	文化の開展と融和の精神……………	八錢
第三輯	三好伊平次述	維新前後に於ける解放運動……………	十錢
第四輯	海野幸徳述	隣保事業と融和問題……………	七錢
第五輯	守屋榮夫述	我等の使命……………	六錢
第六輯	喜田貞吉述	融和問題に関する歴史的考察……………	八錢
第七輯	生江孝之述	社會事業に於ける融和事業の地位……………	六錢
第八輯	守屋榮夫述	融和事業の精神……………	五錢
第九輯	平沼騏一郎述	建國の精神と融和問題……………	五錢
第十輯	長岡隆一郎述	融和事業家に望む……………	五錢

中 央 融 和 事 業 協 會 發 行

49
67

